

5	年	保	存
機	密	性	2
平成 27 年 4 月 15 日から			
平成 32 年 4 月 14 日まで			

基発 0415 第 3 号  
平成 27 年 4 月 15 日

北海道労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

## 平成 27 年度中央労働基準監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

### 記

#### 1 中央労働基準監察の方針

中央労働基準監察（以下「中央監察」という。）は、都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）における行政運営（労災補償行政に係るものを除く。）の実態を的確に把握し、他の参考となる事例について水平展開することにより、行政活動の適正な実施とその水準の維持・向上を図るとともに、労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限の適正、公正かつ斉一的な行使を確保し、もって労働基準行政の健全性を確保するためのものである。

平成 27 年度において労働基準監督行政が全国的に取り組むべき重点課題は、平成 27 年 2 月 16 日付け基発 0216 第 1 号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」の記の 1(2)に示すとおり、①長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の徹底、②管内の労働災害の発生状況に応じた労働災害の防止、③局で策定した一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画の推進である。

本年度の中央監察は、これらの重点課題を踏まえた各対策を積極的かつ適正に推進する観点から、以下のとおり実施する。

#### 2 中央監察の重点項目

中央監察の重点項目は、次のとおりとする。

なお、以下の各重点項目に係る取組については、①総合的な労働行政を展開するという観点及びPDCAサイクルを念頭に置いた業務運営を行っているか、②各部署間の連携が図られているか、③各重点項目を適正に推進するため労働局長、労働基準部長等局幹部が必要な指導力を発揮しているかなどの視点をもって確認する。

##### (1) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策の実施状況

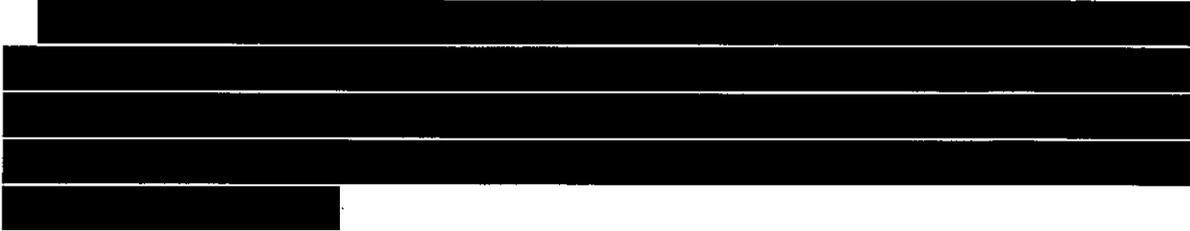
ア 時間外労働時間数が 1 か月当たり 100 時間を超えていると考えられる事業場等を的確にとらえ、全数監督を実施しているか。

- イ、監督指導時における措置は、平成 26 年 4 月 1 日付け基発 0401 第 27 号通達等に基づき適正に行われているか。
- (2) 管内の労働災害の発生状況に応じた労働災害防止対策の実施状況
- ア 第 12 次労働災害防止計画の目標達成に向け、監督担当部署と安全衛生担当部署が連携し、効果的な取組が行われているか。
- イ 産業安全及び労働衛生に係る監督指導、個別指導等は、通達等に基づき適正に行われているか。
- (3) 一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画の推進状況
- ア 一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画は着実に実施されているか。
- イ 当該各計画は、前年度の実施状況が的確に把握・分析・評価され、必要な見直し等が行われているか。
- (4) 最低賃金制度の運営状況
- ア 監督対象事業場は、基礎調査の結果、相談情報、監督指導結果の分析等から的確に選定されているか。
- イ 最低賃金の減額の特例許可制度は、適正に運用されているか。
- (5) 特定分野における労働条件の確保・改善対策の実施状況
- ア 技能実習生等外国人労働者、自動車運転者、障害者である労働者、有期契約労働者、介護労働者、派遣労働者に係る監督指導等は、通達等に基づき適正に行われているか。
- イ 相互通報、合同監督・調査等関係行政機関との連携は適切に行われているか。
- (6) 東日本大震災に関連する安全衛生及び一般労働条件対策の状況（関係局）
- (7) 労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間の監督指導計画・安全衛生業務計画（以下「年間計画」という。）の策定状況等
- ア 労働行政運営方針及び年間計画は、管内の行政課題やこれまでの行政実績等が的確に把握・分析・評価された上で、重点指向に徹したものとなっているか。
- イ 年間計画において、重点対象における問題点を効果的かつ効率的に解消するために適切な行政手法が選択されているか。また、庁外活動業務量は最大限確保されているか。
- ウ 局は、年間計画の策定に当たって必要な指導・調整を行っているか。
- エ 局は、年間計画の進捗状況を的確に把握し、当該計画を着実に推進するために必要な指導・調整を行っているか。
- (8) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
- ア 監督指導及び個別指導は、法令・通達等に基づき適正、公正かつ斉一的なものとなっているか。
- イ 署管理者は、申告、未払賃金立替払、災害調査等各業務の処理状況を適切に管理し、早期完結に向けた指導を行っているか。
- ウ 各種指導文書、届出文書等について適切に管理されているか。
- (9) 申告処理状況
- 申告受理時の対応は適切か。また、申告処理において監督権限が厳正に行使さ

れているか。

(10) 司法処理状況

ア 重大又は悪質事案について厳正かつ積極的に司法処分が行われているか。



イ 迅速処理に向けた方策が適切にとられているか。

ウ 検察庁との意思疎通は、積極的に図られているか。

(11) 地方労働基準監察監督官制度の運営状況

地方労働基準監察制度は、平成 26 年 2 月 17 日付け基発 0217 第 1 号通達等に基づき、厳正かつ効果的に運営されているか。

(12) 労働基準監督官の資質・能力の向上に係る取組状況

ア 新任労働基準監督官の現地研修・現地訓練は適切に行われているか。また、現地訓練の修了前後等に、技能の習得状況に応じて追加訓練を実施しているか。

イ 若手の労働基準監督官の能力向上を図るための取組は十分に行われているか。

(13) 労働基準行政の施策についての情報発信の状況

(14) 各種相談員の活用状況及び委託事業の実施状況

(15) 業務の重点化、事務簡素・合理化等への取組状況

3 監察の対象署

[実施時期]	[対象]	[担当監察官]
7月2日	札幌中央署	島浦主任中央労働基準監察監督官 岡田中央労働基準監察監督官
7月3日	苫小牧署 北海道局	藤中中央労働基準監察監督官 島浦主任中央労働基準監察監督官 藤中中央労働基準監察監督官 岡田中央労働基準監察監督官

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

5	年	保	存
機	密	性	2
平成 27 年 4 月 15 日から			
平成 32 年 4 月 14 日まで			

基発 0415 第 3 号  
平成 27 年 4 月 15 日

岩手労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

## 平成 27 年度中央労働基準監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

### 記

#### 1 中央労働基準監察の方針

中央労働基準監察（以下「中央監察」という。）は、都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）における行政運営（労災補償行政に係るものを除く。）の実態を的確に把握し、他の参考となる事例について水平展開することにより、行政活動の適正な実施とその水準の維持・向上を図るとともに、労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限の適正、公正かつ斉一的な行使を確保し、もって労働基準行政の健全性を確保するためのものである。

平成 27 年度において労働基準監督行政が全国的に取り組むべき重点課題は、平成 27 年 2 月 16 日付け基発 0216 第 1 号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」の記の 1 (2) に示すとおり、①長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の徹底、②管内の労働災害の発生状況に応じた労働災害の防止、③局で策定した一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画の推進である。

本年度の中央監察は、これらの重点課題を踏まえた各対策を積極的かつ適正に推進する観点から、以下のとおり実施する。

#### 2 中央監察の重点項目

中央監察の重点項目は、次のとおりとする。

なお、以下の各重点項目に係る取組については、①総合的な労働行政を展開するという観点及び P D C A サイクルを念頭に置いた業務運営を行っているか、②各部署間の連携が図られているか、③各重点項目を適正に推進するため労働局長、労働基準部長等局幹部が必要な指導力を発揮しているかなどの視点をもって確認する。

##### (1) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策の実施状況

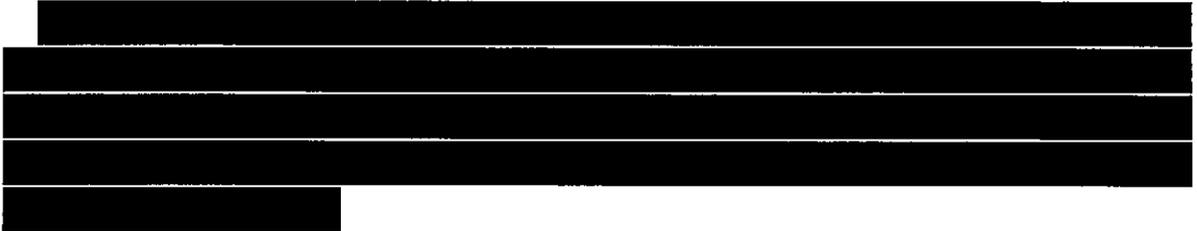
ア 時間外労働時間数が 1 か月当たり 100 時間を超えていると考えられる事業場等を的確にとらえ、全数監督を実施しているか。

- イ 監督指導時における措置は、平成 26 年 4 月 1 日付け基発 0401 第 27 号通達等に基づき適正に行われているか。
- (2) 管内の労働災害の発生状況に応じた労働災害防止対策の実施状況
- ア 第 12 次労働災害防止計画の目標達成に向け、監督担当部署と安全衛生担当部署が連携し、効果的な取組が行われているか。
- イ 産業安全及び労働衛生に係る監督指導、個別指導等は、通達等に基づき適正に行われているか。
- (3) 一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画の推進状況
- ア 一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画は着実に実施されているか。
- イ 当該各計画は、前年度の実施状況が的確に把握・分析・評価され、必要な見直し等が行われているか。
- (4) 最低賃金制度の運営状況
- ア 監督対象事業場は、基礎調査の結果、相談情報、監督指導結果の分析等から的確に選定されているか。
- イ 最低賃金の減額の特例許可制度は、適正に運用されているか。
- (5) 特定分野における労働条件の確保・改善対策の実施状況
- ア 技能実習生等外国人労働者、自動車運転者、障害者である労働者、有期契約労働者、介護労働者、派遣労働者に係る監督指導等は、通達等に基づき適正に行われているか。
- イ 相互通報、合同監督・調査等関係行政機関との連携は適切に行われているか。
- (6) 東日本大震災に関連する安全衛生及び一般労働条件対策の状況（関係局）
- (7) 労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間の監督指導計画・安全衛生業務計画（以下「年間計画」という。）の策定状況等
- ア 労働行政運営方針及び年間計画は、管内の行政課題やこれまでの行政実績等が的確に把握・分析・評価された上で、重点指向に徹したものとなっているか。
- イ 年間計画において、重点対象における問題点を効果的かつ効率的に解消するために適切な行政手法が選択されているか。また、庁外活動業務量は最大限確保されているか。
- ウ 局は、年間計画の策定に当たって必要な指導・調整を行っているか。
- エ 局は、年間計画の進捗状況を的確に把握し、当該計画を着実に推進するために必要な指導・調整を行っているか。
- (8) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
- ア 監督指導及び個別指導は、法令・通達等に基づき適正、公正かつ斉一的なものとなっているか。
- イ 署管理者は、申告、未払賃金立替払、災害調査等各業務の処理状況を適切に管理し、早期完結に向けた指導を行っているか。
- ウ 各種指導文書、届出文書等について適切に管理されているか。
- (9) 申告処理状況
- 申告受理時の対応は適切か。また、申告処理において監督権限が厳正に行使さ

れているか。

(10) 司法処理状況

ア 重大又は悪質事案について厳正かつ積極的に司法処分が行われているか。



イ 迅速処理に向けた方策が適切にとられているか。

ウ 検察庁との意思疎通は、積極的に図られているか。

(11) 地方労働基準監察監督官制度の運営状況

地方労働基準監察制度は、平成 26 年 2 月 17 日付け基発 0217 第 1 号通達等に基づき、厳正かつ効果的に運営されているか。

(12) 労働基準監督官の資質・能力の向上に係る取組状況

ア 新任労働基準監督官の实地研修・实地訓練は適切に行われているか。また、实地訓練の修了前後等に、技能の習得状況に応じて追加訓練を実施しているか。

イ 若手の労働基準監督官の能力向上を図るための取組は十分に行われているか。

(13) 労働基準行政の施策についての情報発信の状況

(14) 各種相談員の活用状況及び委託事業の実施状況

(15) 業務の重点化、事務簡素・合理化等への取組状況

3 監察の対象署

[実施時期]	[対象]	[担当監察官]
6月9日	花巻署	田之上中央労働基準監察監督官 岡田中央労働基準監察監督官
6月10日	岩手局	田之上中央労働基準監察監督官 岡田中央労働基準監察監督官

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

5	年	保	存
機	密	性	2
平成 27 年 4 月 15 日から			
平成 32 年 4 月 14 日まで			

基発 0415 第 3 号  
平成 27 年 4 月 15 日

富山労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

## 平成 27 年度中央労働基準監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

### 記

#### 1 中央労働基準監察の方針

中央労働基準監察（以下「中央監察」という。）は、都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）における行政運営（労災補償行政に係るものを除く。）の実態を的確に把握し、他の参考となる事例について水平展開することにより、行政活動の適正な実施とその水準の維持・向上を図るとともに、労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限の適正、公正かつ斉一的な行使を確保し、もって労働基準行政の健全性を確保するためのものである。

平成 27 年度において労働基準監督行政が全国的に取り組むべき重点課題は、平成 27 年 2 月 16 日付け基発 0216 第 1 号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」の記の 1(2)に示すとおり、①長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の徹底、②管内の労働災害の発生状況に応じた労働災害の防止、③局で策定した一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画の推進である。

本年度の中央監察は、これらの重点課題を踏まえた各対策を積極的かつ適正に推進する観点から、以下のとおり実施する。

#### 2 中央監察の重点項目

中央監察の重点項目は、次のとおりとする。

なお、以下の各重点項目に係る取組については、①総合的な労働行政を展開するという観点及びPDCAサイクルを念頭に置いた業務運営を行っているか、②各部署間の連携が図られているか、③各重点項目を適正に推進するため労働局長、労働基準部長等局幹部が必要な指導力を発揮しているかなどの視点をもって確認する。

##### (1) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策の実施状況

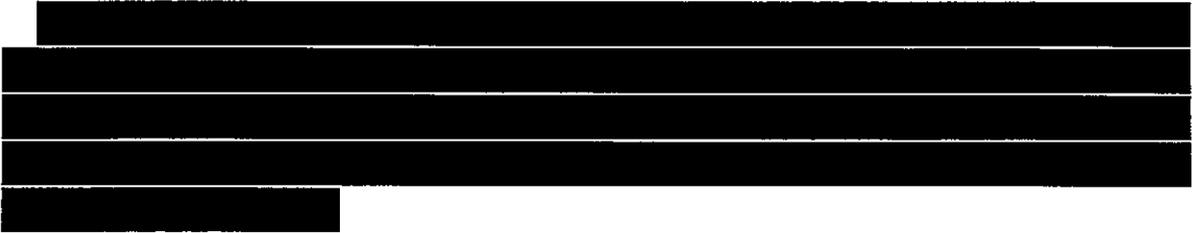
ア 時間外労働時間数が 1 か月当たり 100 時間を超えていると考えられる事業場等を的確にとらえ、全数監督を実施しているか。

- イ 監督指導時における措置は、平成 26 年 4 月 1 日付け基発 0401 第 27 号通達等に基づき適正に行われているか。
- (2) 管内の労働災害の発生状況に応じた労働災害防止対策の実施状況
- ア 第 12 次労働災害防止計画の目標達成に向け、監督担当部署と安全衛生担当部署が連携し、効果的な取組が行われているか。
- イ 産業安全及び労働衛生に係る監督指導、個別指導等は、通達等に基づき適正に行われているか。
- (3) 一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画の推進状況
- ア 一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画は着実に実施されているか。
- イ 当該各計画は、前年度の実施状況が的確に把握・分析・評価され、必要な見直し等が行われているか。
- (4) 最低賃金制度の運営状況
- ア 監督対象事業場は、基礎調査の結果、相談情報、監督指導結果の分析等から的確に選定されているか。
- イ 最低賃金の減額の特例許可制度は、適正に運用されているか。
- (5) 特定分野における労働条件の確保・改善対策の実施状況
- ア 技能実習生等外国人労働者、自動車運転者、障害者である労働者、有期契約労働者、介護労働者、派遣労働者に係る監督指導等は、通達等に基づき適正に行われているか。
- イ 相互通報、合同監督・調査等関係行政機関との連携は適切に行われているか。
- (6) 東日本大震災に関連する安全衛生及び一般労働条件対策の状況（関係局）
- (7) 労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間の監督指導計画・安全衛生業務計画（以下「年間計画」という。）の策定状況等
- ア 労働行政運営方針及び年間計画は、管内の行政課題やこれまでの行政実績等が的確に把握・分析・評価された上で、重点指向に徹したものとなっているか。
- イ 年間計画において、重点対象における問題点を効果的かつ効率的に解消するために適切な行政手法が選択されているか。また、庁外活動業務量は最大限確保されているか。
- ウ 局は、年間計画の策定に当たって必要な指導・調整を行っているか。
- エ 局は、年間計画の進捗状況を的確に把握し、当該計画を着実に推進するために必要な指導・調整を行っているか。
- (8) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
- ア 監督指導及び個別指導は、法令・通達等に基づき適正、公正かつ斉一的なものとなっているか。
- イ 署管理者は、申告、未払賃金立替払、災害調査等各業務の処理状況を適切に管理し、早期完結に向けた指導を行っているか。
- ウ 各種指導文書、届出文書等について適切に管理されているか。
- (9) 申告処理状況
- 申告受理時の対応は適切か。また、申告処理において監督権限が厳正に行使さ

れているか。

(10) 司法処理状況

ア 重大又は悪質事案について厳正かつ積極的に司法処分が行われているか。



イ 迅速処理に向けた方策が適切にとられているか。

ウ 検察庁との意思疎通は、積極的に図られているか。

(11) 地方労働基準監察監督官制度の運営状況

地方労働基準監察制度は、平成 26 年 2 月 17 日付け基発 0217 第 1 号通達等に基づき、厳正かつ効果的に運営されているか。

(12) 労働基準監督官の資質・能力の向上に係る取組状況

ア 新任労働基準監督官の实地研修・实地訓練は適切に行われているか。また、实地訓練の修了前後等に、技能の習得状況に応じて追加訓練を実施しているか。

イ 若手の労働基準監督官の能力向上を図るための取組は十分に行われているか。

(13) 労働基準行政の施策についての情報発信の状況

(14) 各種相談員の活用状況及び委託事業の実施状況

(15) 業務の重点化、事務簡素・合理化等への取組状況

3 監察の対象署

[実施時期]	[対象]	[担当監察官]
5月28日	高岡署	藤中中央労働基準監察監督官 岡田中央労働基準監察監督官
5月29日	富山局	藤中中央労働基準監察監督官 岡田中央労働基準監察監督官

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

5	年	保	存
機	密	性	2
平成 27 年 4 月 15 日 から			
平成 32 年 4 月 14 日 まで			

基発 0415 第 3 号  
平成 27 年 4 月 15 日

山梨労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

## 平成 27 年度中央労働基準監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

### 記

#### 1 中央労働基準監察の方針

中央労働基準監察（以下「中央監察」という。）は、都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）における行政運営（労災補償行政に係るものを除く。）の実態を的確に把握し、他の参考となる事例について水平展開することにより、行政活動の適正な実施とその水準の維持・向上を図るとともに、労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限の適正、公正かつ斉一的な行使を確保し、もって労働基準行政の健全性を確保するためのものである。

平成 27 年度において労働基準監督行政が全国的に取り組むべき重点課題は、平成 27 年 2 月 16 日付け基発 0216 第 1 号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」の記の 1 (2) に示すとおり、①長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の徹底、②管内の労働災害の発生状況に応じた労働災害の防止、③局で策定した一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画の推進である。

本年度の中央監察は、これらの重点課題を踏まえた各対策を積極的かつ適正に推進する観点から、以下のとおり実施する。

#### 2 中央監察の重点項目

中央監察の重点項目は、次のとおりとする。

なお、以下の各重点項目に係る取組については、①総合的な労働行政を展開するという観点及び PDCA サイクルを念頭に置いた業務運営を行っているか、②各部署間の連携が図られているか、③各重点項目を適正に推進するため労働局長、労働基準部長等局幹部が必要な指導力を発揮しているかなどの視点をもって確認する。

##### (1) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策の実施状況

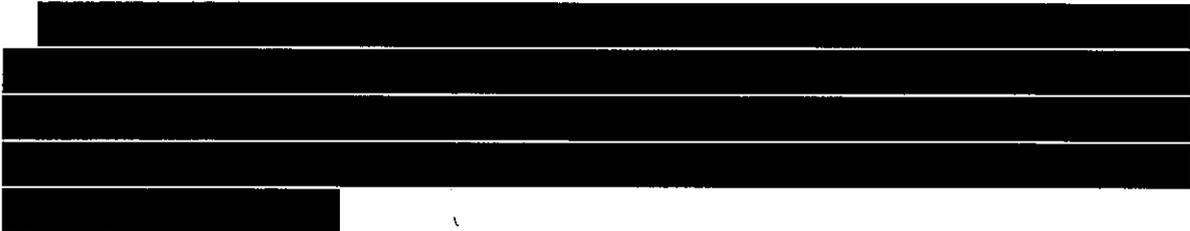
ア 時間外労働時間数が 1 か月当たり 100 時間を超えていると考えられる事業場等を的確にとらえ、全数監督を実施しているか。

- イ 監督指導時における措置は、平成 26 年 4 月 1 日付け基発 0401 第 27 号通達等に基づき適正に行われているか。
- (2) 管内の労働災害の発生状況に応じた労働災害防止対策の実施状況
- ア 第 12 次労働災害防止計画の目標達成に向け、監督担当部署と安全衛生担当部署が連携し、効果的な取組が行われているか。
- イ 産業安全及び労働衛生に係る監督指導、個別指導等は、通達等に基づき適正に行われているか。
- (3) 一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画の推進状況
- ア 一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画は着実に実施されているか。
- イ 当該各計画は、前年度の実施状況が的確に把握・分析・評価され、必要な見直し等が行われているか。
- (4) 最低賃金制度の運営状況
- ア 監督対象事業場は、基礎調査の結果、相談情報、監督指導結果の分析等から的確に選定されているか。
- イ 最低賃金の減額の特例許可制度は、適正に運用されているか。
- (5) 特定分野における労働条件の確保・改善対策の実施状況
- ア 技能実習生等外国人労働者、自動車運転者、障害者である労働者、有期契約労働者、介護労働者、派遣労働者に係る監督指導等は、通達等に基づき適正に行われているか。
- イ 相互通報、合同監督・調査等関係行政機関との連携は適切に行われているか。
- (6) 東日本大震災に関連する安全衛生及び一般労働条件対策の状況（関係局）
- (7) 労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間の監督指導計画・安全衛生業務計画（以下「年間計画」という。）の策定状況等
- ア 労働行政運営方針及び年間計画は、管内の行政課題やこれまでの行政実績等が的確に把握・分析・評価された上で、重点指向に徹したものとなっているか。
- イ 年間計画において、重点対象における問題点を効果的かつ効率的に解消するために適切な行政手法が選択されているか。また、庁外活動業務量は最大限確保されているか。
- ウ 局は、年間計画の策定に当たって必要な指導・調整を行っているか。
- エ 局は、年間計画の進捗状況を的確に把握し、当該計画を着実に推進するために必要な指導・調整を行っているか。
- (8) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
- ア 監督指導及び個別指導は、法令・通達等に基づき適正、公正かつ斉一的なものとなっているか。
- イ 署管理者は、申告、未払賃金立替払、災害調査等各業務の処理状況を適切に管理し、早期完結に向けた指導を行っているか。
- ウ 各種指導文書、届出文書等について適切に管理されているか。
- (9) 申告処理状況
- 申告受理時の対応は適切か。また、申告処理において監督権限が厳正に行使さ

れているか。

(10) 司法処理状況

ア 重大又は悪質事案について厳正かつ積極的に司法処分が行われているか。



イ 迅速処理に向けた方策が適切にとられているか。

ウ 検察庁との意思疎通は、積極的に図られているか。

(11) 地方労働基準監察監督官制度の運営状況

地方労働基準監察制度は、平成 26 年 2 月 17 日付け基発 0217 第 1 号通達等に基づき、厳正かつ効果的に運営されているか。

(12) 労働基準監督官の資質・能力の向上に係る取組状況

ア 新任労働基準監督官の現地研修・現地訓練は適切に行われているか。また、現地訓練の修了前後等に、技能の習得状況に応じて追加訓練を実施しているか。

イ 若手の労働基準監督官の能力向上を図るための取組は十分に行われているか。

(13) 労働基準行政の施策についての情報発信の状況

(14) 各種相談員の活用状況及び委託事業の実施状況

(15) 業務の重点化、事務簡素・合理化等への取組状況

3 監察の対象署

[実施時期]	[対象]	[担当監察官]
5月21日	都留署	西岡副主任中央労働基準監察監督官 田之上中央労働基準監察監督官 武元中央労働基準監察監督官
5月22日	山梨局	西岡副主任中央労働基準監察監督官 田之上中央労働基準監察監督官 武元中央労働基準監察監督官

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

5	年	保	存
機	密	性	2
平成 27 年 4 月 15 日から			
平成 32 年 4 月 14 日まで			

基発 0415 第 3 号  
平成 27 年 4 月 15 日

岐阜労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

## 平成 27 年度中央労働基準監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

### 記

#### 1 中央労働基準監察の方針

中央労働基準監察（以下「中央監察」という。）は、都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）における行政運営（労災補償行政に係るものを除く。）の実態を的確に把握し、他の参考となる事例について水平展開することにより、行政活動の適正な実施とその水準の維持・向上を図るとともに、労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限の適正、公正かつ斉一的な行使を確保し、もって労働基準行政の健全性を確保するためのものである。

平成 27 年度において労働基準監督行政が全国的に取り組むべき重点課題は、平成 27 年 2 月 16 日付け基発 0216 第 1 号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」の記の 1 (2)に示すとおり、①長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の徹底、②管内の労働災害の発生状況に応じた労働災害の防止、③局で策定した一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画の推進である。

本年度の中央監察は、これらの重点課題を踏まえた各対策を積極的かつ適正に推進する観点から、以下のとおり実施する。

#### 2 中央監察の重点項目

中央監察の重点項目は、次のとおりとする。

なお、以下の各重点項目に係る取組については、①総合的な労働行政を展開するという観点及びPDCAサイクルを念頭に置いた業務運営を行っているか、②各部署間の連携が図られているか、③各重点項目を適正に推進するため労働局長、労働基準部長等局幹部が必要な指導力を発揮しているかなどの視点をもって確認する。

##### (1) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策の実施状況

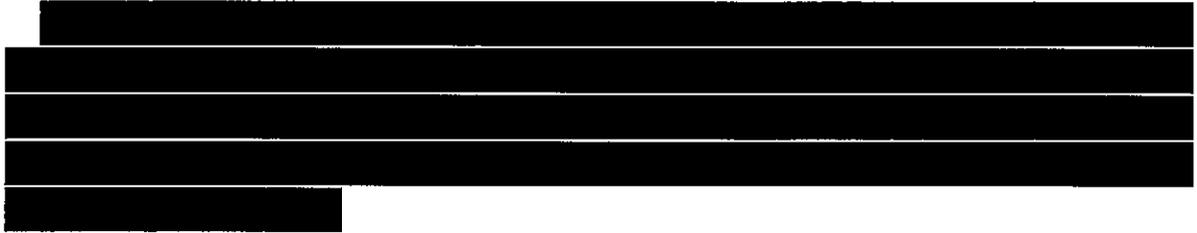
ア 時間外労働時間数が 1 か月当たり 100 時間を超えていると考えられる事業場等を的確にとらえ、全数監督を実施しているか。

- イ 監督指導時における措置は、平成 26 年 4 月 1 日付け基発 0401 第 27 号通達等に基づき適正に行われているか。
- (2) 管内の労働災害の発生状況に応じた労働災害防止対策の実施状況
- ア 第 12 次労働災害防止計画の目標達成に向け、監督担当部署と安全衛生担当部署が連携し、効果的な取組が行われているか。
- イ 産業安全及び労働衛生に係る監督指導、個別指導等は、通達等に基づき適正に行われているか。
- (3) 一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画の推進状況
- ア 一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画は着実に実施されているか。
- イ 当該各計画は、前年度の実施状況が的確に把握・分析・評価され、必要な見直し等が行われているか。
- (4) 最低賃金制度の運営状況
- ア 監督対象事業場は、基礎調査の結果、相談情報、監督指導結果の分析等から的確に選定されているか。
- イ 最低賃金の減額の特例許可制度は、適正に運用されているか。
- (5) 特定分野における労働条件の確保・改善対策の実施状況
- ア 技能実習生等外国人労働者、自動車運転者、障害者である労働者、有期契約労働者、介護労働者、派遣労働者に係る監督指導等は、通達等に基づき適正に行われているか。
- イ 相互通報、合同監督・調査等関係行政機関との連携は適切に行われているか。
- (6) 東日本大震災に関連する安全衛生及び一般労働条件対策の状況（関係局）
- (7) 労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間の監督指導計画・安全衛生業務計画（以下「年間計画」という。）の策定状況等
- ア 労働行政運営方針及び年間計画は、管内の行政課題やこれまでの行政実績等が的確に把握・分析・評価された上で、重点指向に徹したものとなっているか。
- イ 年間計画において、重点対象における問題点を効果的かつ効率的に解消するために適切な行政手法が選択されているか。また、庁外活動業務量は最大限確保されているか。
- ウ 局は、年間計画の策定に当たって必要な指導・調整を行っているか。
- エ 局は、年間計画の進捗状況を的確に把握し、当該計画を着実に推進するために必要な指導・調整を行っているか。
- (8) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
- ア 監督指導及び個別指導は、法令・通達等に基づき適正、公正かつ斉一的なものとなっているか。
- イ 署管理者は、申告、未払賃金立替払、災害調査等各業務の処理状況を適切に管理し、早期完結に向けた指導を行っているか。
- ウ 各種指導文書、届出文書等について適切に管理されているか。
- (9) 申告処理状況
- 申告受理時の対応は適切か。また、申告処理において監督権限が厳正に行使さ

れているか。

(10) 司法処理状況

ア 重大又は悪質事案について厳正かつ積極的に司法処分が行われているか。



イ 迅速処理に向けた方策が適切にとられているか。

ウ 検察庁との意思疎通は、積極的に図られているか。

(11) 地方労働基準監察監督官制度の運営状況

地方労働基準監察制度は、平成 26 年 2 月 17 日付け基発 0217 第 1 号通達等に基づき、厳正かつ効果的に運営されているか。

(12) 労働基準監督官の資質・能力の向上に係る取組状況

ア 新任労働基準監督官の実地研修・実地訓練は適切に行われているか。また、実地訓練の修了前後等に、技能の習得状況に応じて追加訓練を実施しているか。

イ 若手の労働基準監督官の能力向上を図るための取組は十分に行われているか。

(13) 労働基準行政の施策についての情報発信の状況

(14) 各種相談員の活用状況及び委託事業の実施状況

(15) 業務の重点化、事務簡素・合理化等への取組状況

3 監察の対象署

[実施時期]	[対象]	[担当監察官]
6月16日	大垣署	島浦主任中央労働基準監察監督官 田之上中央労働基準監察監督官 武元中央労働基準監察監督官 佐藤中央労働基準監察監督官
6月17日	岐阜局	島浦主任中央労働基準監察監督官 田之上中央労働基準監察監督官 武元中央労働基準監察監督官 佐藤中央労働基準監察監督官

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

5	年	保	存
機	密	性	2
平成 27 年 4 月 15 日から			
平成 32 年 4 月 14 日まで			

基発 0415 第 3 号  
平成 27 年 4 月 15 日

愛知労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

## 平成 27 年度中央労働基準監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

### 記

#### 1 中央労働基準監察の方針

中央労働基準監察（以下「中央監察」という。）は、都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）における行政運営（労災補償行政に係るものを除く。）の実態を的確に把握し、他の参考となる事例について水平展開することにより、行政活動の適正な実施とその水準の維持・向上を図るとともに、労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限の適正、公正かつ斉一的な行使を確保し、もって労働基準行政の健全性を確保するためのものである。

平成 27 年度において労働基準監督行政が全国的に取り組むべき重点課題は、平成 27 年 2 月 16 日付け基発 0216 第 1 号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」の記の 1 (2) に示すとおり、①長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の徹底、②管内の労働災害の発生状況に応じた労働災害の防止、③局で策定した一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画の推進である。

本年度の中央監察は、これらの重点課題を踏まえた各対策を積極的かつ適正に推進する観点から、以下のとおり実施する。

#### 2 中央監察の重点項目

中央監察の重点項目は、次のとおりとする。

なお、以下の各重点項目に係る取組については、①総合的な労働行政を展開するという観点及び PDCA サイクルを念頭に置いた業務運営を行っているか、②各部署間の連携が図られているか、③各重点項目を適正に推進するため労働局長、労働基準部長等局幹部が必要な指導力を発揮しているかなどの視点をもって確認する。

##### (1) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策の実施状況

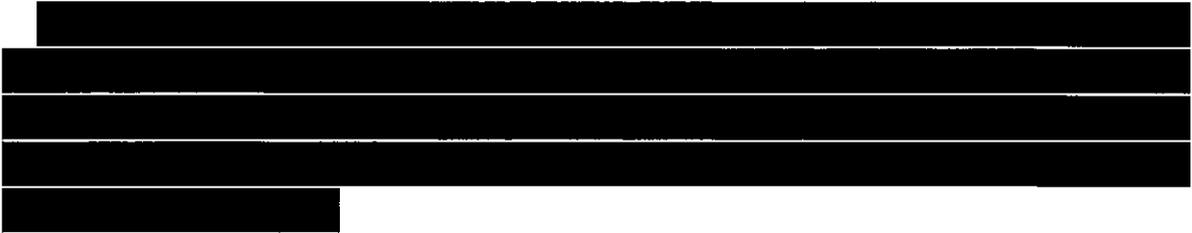
ア 時間外労働時間数が 1 か月当たり 100 時間を超えていると考えられる事業場等を的確にとらえ、全数監督を実施しているか。

- イ 監督指導時における措置は、平成 26 年 4 月 1 日付け基発 0401 第 27 号通達等に基づき適正に行われているか。
- (2) 管内の労働災害の発生状況に応じた労働災害防止対策の実施状況
- ア 第 12 次労働災害防止計画の目標達成に向け、監督担当部署と安全衛生担当部署が連携し、効果的な取組が行われているか。
- イ 産業安全及び労働衛生に係る監督指導、個別指導等は、通達等に基づき適正に行われているか。
- (3) 一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画の推進状況
- ア 一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画は着実に実施されているか。
- イ 当該各計画は、前年度の実施状況が的確に把握・分析・評価され、必要な見直し等が行われているか。
- (4) 最低賃金制度の運営状況
- ア 監督対象事業場は、基礎調査の結果、相談情報、監督指導結果の分析等から的確に選定されているか。
- イ 最低賃金の減額の特例許可制度は、適正に運用されているか。
- (5) 特定分野における労働条件の確保・改善対策の実施状況
- ア 技能実習生等外国人労働者、自動車運転者、障害者である労働者、有期契約労働者、介護労働者、派遣労働者に係る監督指導等は、通達等に基づき適正に行われているか。
- イ 相互通報、合同監督・調査等関係行政機関との連携は適切に行われているか。
- (6) 東日本大震災に関連する安全衛生及び一般労働条件対策の状況（関係局）
- (7) 労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間の監督指導計画・安全衛生業務計画（以下「年間計画」という。）の策定状況等
- ア 労働行政運営方針及び年間計画は、管内の行政課題やこれまでの行政実績等が的確に把握・分析・評価された上で、重点指向に徹したものとなっているか。
- イ 年間計画において、重点対象における問題点を効果的かつ効率的に解消するために適切な行政手法が選択されているか。また、庁外活動業務量は最大限確保されているか。
- ウ 局は、年間計画の策定に当たって必要な指導・調整を行っているか。
- エ 局は、年間計画の進捗状況を的確に把握し、当該計画を着実に推進するために必要な指導・調整を行っているか。
- (8) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
- ア 監督指導及び個別指導は、法令・通達等に基づき適正、公正かつ斉一的なものとなっているか。
- イ 署管理者は、申告、未払賃金立替払、災害調査等各業務の処理状況を適切に管理し、早期完結に向けた指導を行っているか。
- ウ 各種指導文書、届出文書等について適切に管理されているか。
- (9) 申告処理状況
- 申告受理時の対応は適切か。また、申告処理において監督権限が厳正に行使さ

れているか。

(10) 司法処理状況

ア 重大又は悪質事案について厳正かつ積極的に司法処分が行われているか。



イ 迅速処理に向けた方策が適切にとられているか。

ウ 検察庁との意思疎通は、積極的に図られているか。

(11) 地方労働基準監察監督官制度の運営状況

地方労働基準監察制度は、平成 26 年 2 月 17 日付け基発 0217 第 1 号通達等に基づき、厳正かつ効果的に運営されているか。

(12) 労働基準監督官の資質・能力の向上に係る取組状況

ア 新任労働基準監督官の实地研修・实地訓練は適切に行われているか。また、实地訓練の修了前後等に、技能の習得状況に応じて追加訓練を実施しているか。

イ 若手の労働基準監督官の能力向上を図るための取組は十分に行われているか。

(13) 労働基準行政の施策についての情報発信の状況

(14) 各種相談員の活用状況及び委託事業の実施状況

(15) 業務の重点化、事務簡素・合理化等への取組状況

3 監察の対象署

[実施時期]	[対象]	[担当監察官]
6 月 10 日	名古屋東署	黒部中央労働基準監察監督官
	刈谷署	藤中中央労働基準監察監督官
6 月 11 日	愛知局	黒部中央労働基準監察監督官
		藤中中央労働基準監察監督官

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

5	年	保	存
機	密	性	2
平成 27 年 4 月 15 日から			
平成 32 年 4 月 14 日まで			

基発 0415 第 3 号  
平成 27 年 4 月 15 日

三重労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

## 平成 27 年度中央労働基準監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

### 記

#### 1 中央労働基準監察の方針

中央労働基準監察（以下「中央監察」という。）は、都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）における行政運営（労災補償行政に係るものを除く。）の実態を的確に把握し、他の参考となる事例について水平展開することにより、行政活動の適正な実施とその水準の維持・向上を図るとともに、労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限の適正、公正かつ斉一的な行使を確保し、もって労働基準行政の健全性を確保するためのものである。

平成 27 年度において労働基準監督行政が全国的に取り組むべき重点課題は、平成 27 年 2 月 16 日付け基発 0216 第 1 号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」の記の 1 (2) に示すとおり、①長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の徹底、②管内の労働災害の発生状況に応じた労働災害の防止、③局で策定した一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画の推進である。

本年度の中央監察は、これらの重点課題を踏まえた各対策を積極的かつ適正に推進する観点から、以下のとおり実施する。

#### 2 中央監察の重点項目

中央監察の重点項目は、次のとおりとする。

なお、以下の各重点項目に係る取組については、①総合的な労働行政を展開するという観点及び P D C A サイクルを念頭に置いた業務運営を行っているか、②各部署間の連携が図られているか、③各重点項目を適正に推進するため労働局長、労働基準部長等局幹部が必要な指導力を発揮しているかなどの視点をもって確認する。

##### (1) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策の実施状況

ア 時間外労働時間数が 1 か月当たり 100 時間を超えていると考えられる事業場等を的確にとらえ、全数監督を実施しているか。

- イ 監督指導時における措置は、平成 26 年 4 月 1 日付け基発 0401 第 27 号通達等に基づき適正に行われているか。
- (2) 管内の労働災害の発生状況に応じた労働災害防止対策の実施状況
- ア 第 12 次労働災害防止計画の目標達成に向け、監督担当部署と安全衛生担当部署が連携し、効果的な取組が行われているか。
- イ 産業安全及び労働衛生に係る監督指導、個別指導等は、通達等に基づき適正に行われているか。
- (3) 一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画の推進状況
- ア 一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画は着実に実施されているか。
- イ 当該各計画は、前年度の実施状況が的確に把握・分析・評価され、必要な見直し等が行われているか。
- (4) 最低賃金制度の運営状況
- ア 監督対象事業場は、基礎調査の結果、相談情報、監督指導結果の分析等から的確に選定されているか。
- イ 最低賃金の減額の特例許可制度は、適正に運用されているか。
- (5) 特定分野における労働条件の確保・改善対策の実施状況
- ア 技能実習生等外国人労働者、自動車運転者、障害者である労働者、有期契約労働者、介護労働者、派遣労働者に係る監督指導等は、通達等に基づき適正に行われているか。
- イ 相互通報、合同監督・調査等関係行政機関との連携は適切に行われているか。
- (6) 東日本大震災に関連する安全衛生及び一般労働条件対策の状況（関係局）
- (7) 労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間の監督指導計画・安全衛生業務計画（以下「年間計画」という。）の策定状況等
- ア 労働行政運営方針及び年間計画は、管内の行政課題やこれまでの行政実績等が的確に把握・分析・評価された上で、重点指向に徹したものとなっているか。
- イ 年間計画において、重点対象における問題点を効果的かつ効率的に解消するために適切な行政手法が選択されているか。また、庁外活動業務量は最大限確保されているか。
- ウ 局は、年間計画の策定に当たって必要な指導・調整を行っているか。
- エ 局は、年間計画の進捗状況を的確に把握し、当該計画を着実に推進するために必要な指導・調整を行っているか。
- (8) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
- ア 監督指導及び個別指導は、法令・通達等に基づき適正、公正かつ斉一的なものとなっているか。
- イ 署管理者は、申告、未払賃金立替払、災害調査等各業務の処理状況を適切に管理し、早期完結に向けた指導を行っているか。
- ウ 各種指導文書、届出文書等について適切に管理されているか。
- (9) 申告処理状況
- 申告受理時の対応は適切か。また、申告処理において監督権限が厳正に行使さ

れているか。

(10) 司法処理状況

ア 重大又は悪質事案について厳正かつ積極的に司法処分が行われているか。



イ 迅速処理に向けた方策が適切にとられているか。

ウ 検察庁との意思疎通は、積極的に図られているか。

(11) 地方労働基準監察監督官制度の運営状況

地方労働基準監察制度は、平成 26 年 2 月 17 日付け基発 0217 第 1 号通達等に基づき、厳正かつ効果的に運営されているか。

(12) 労働基準監督官の資質・能力の向上に係る取組状況

ア 新任労働基準監督官の实地研修・实地訓練は適切に行われているか。また、实地訓練の修了前後等に、技能の習得状況に応じて追加訓練を実施しているか。

イ 若手の労働基準監督官の能力向上を図るための取組は十分に行われているか。

(13) 労働基準行政の施策についての情報発信の状況

(14) 各種相談員の活用状況及び委託事業の実施状況

(15) 業務の重点化、事務簡素・合理化等への取組状況

3 監察の対象署

[実施時期]	[対象]	[担当監察官]
6 月 30 日	四日市署	黒部中央労働基準監察監督官 田之上中央労働基準監察監督官
7 月 1 日	三重局	黒部中央労働基準監察監督官 田之上中央労働基準監察監督官

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

5	年	保	存
機	密	性	2
平成 27 年 4 月 15 日から 平成 32 年 4 月 14 日まで			

基発 0415 第 3 号  
平成 27 年 4 月 15 日

滋賀労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

## 平成 27 年度中央労働基準監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

### 記

#### 1 中央労働基準監察の方針

中央労働基準監察（以下「中央監察」という。）は、都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）における行政運営（労災補償行政に係るものを除く。）の実態を的確に把握し、他の参考となる事例について水平展開することにより、行政活動の適正な実施とその水準の維持・向上を図るとともに、労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限の適正、公正かつ斉一的な行使を確保し、もって労働基準行政の健全性を確保するためのものである。

平成 27 年度において労働基準監督行政が全国的に取り組むべき重点課題は、平成 27 年 2 月 16 日付け基発 0216 第 1 号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」の記の 1(2)に示すとおり、①長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の徹底、②管内の労働災害の発生状況に応じた労働災害の防止、③局で策定した一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画の推進である。

本年度の中央監察は、これらの重点課題を踏まえた各対策を積極的かつ適正に推進する観点から、以下のとおり実施する。

#### 2 中央監察の重点項目

中央監察の重点項目は、次のとおりとする。

なお、以下の各重点項目に係る取組については、①総合的な労働行政を展開するという観点及び P D C A サイクルを念頭に置いた業務運営を行っているか、②各部署間の連携が図られているか、③各重点項目を適正に推進するため労働局長、労働基準部長等局幹部が必要な指導力を発揮しているかなどの視点をもって確認する。

##### (1) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策の実施状況

ア 時間外労働時間数が 1 か月当たり 100 時間を超えていると考えられる事業場等を的確にとらえ、全数監督を実施しているか。

- イ 監督指導時における措置は、平成 26 年 4 月 1 日付け基発 0401 第 27 号通達等に基づき適正に行われているか。
- (2) 管内の労働災害の発生状況に応じた労働災害防止対策の実施状況
- ア 第 12 次労働災害防止計画の目標達成に向け、監督担当部署と安全衛生担当部署が連携し、効果的な取組が行われているか。
- イ 産業安全及び労働衛生に係る監督指導、個別指導等は、通達等に基づき適正に行われているか。
- (3) 一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画の推進状況
- ア 一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画は着実に実施されているか。
- イ 当該各計画は、前年度の実施状況が的確に把握・分析・評価され、必要な見直し等が行われているか。
- (4) 最低賃金制度の運営状況
- ア 監督対象事業場は、基礎調査の結果、相談情報、監督指導結果の分析等から的確に選定されているか。
- イ 最低賃金の減額の特例許可制度は、適正に運用されているか。
- (5) 特定分野における労働条件の確保・改善対策の実施状況
- ア 技能実習生等外国人労働者、自動車運転者、障害者である労働者、有期契約労働者、介護労働者、派遣労働者に係る監督指導等は、通達等に基づき適正に行われているか。
- イ 相互通報、合同監督・調査等関係行政機関との連携は適切に行われているか。
- (6) 東日本大震災に関連する安全衛生及び一般労働条件対策の状況（関係局）
- (7) 労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間の監督指導計画・安全衛生業務計画（以下「年間計画」という。）の策定状況等
- ア 労働行政運営方針及び年間計画は、管内の行政課題やこれまでの行政実績等が的確に把握・分析・評価された上で、重点指向に徹したものとなっているか。
- イ 年間計画において、重点対象における問題点を効果的かつ効率的に解消するために適切な行政手法が選択されているか。また、庁外活動業務量は最大限確保されているか。
- ウ 局は、年間計画の策定に当たって必要な指導・調整を行っているか。
- エ 局は、年間計画の進捗状況を的確に把握し、当該計画を着実に推進するために必要な指導・調整を行っているか。
- (8) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
- ア 監督指導及び個別指導は、法令・通達等に基づき適正、公正かつ齊一的なものとなっているか。
- イ 署管理者は、申告、未払賃金立替払、災害調査等各業務の処理状況を適切に管理し、早期完結に向けた指導を行っているか。
- ウ 各種指導文書、届出文書等について適切に管理されているか。
- (9) 申告処理状況
- 申告受理時の対応は適切か。また、申告処理において監督権限が厳正に行使さ

れているか。

(10) 司法処理状況

ア 重大又は悪質事案について厳正かつ積極的に司法処分が行われているか。



イ 迅速処理に向けた方策が適切にとられているか。

ウ 検察庁との意思疎通は、積極的に図られているか。

(11) 地方労働基準監察監督官制度の運営状況

地方労働基準監察制度は、平成 26 年 2 月 17 日付け基発 0217 第 1 号通達等に基づき、厳正かつ効果的に運営されているか。

(12) 労働基準監督官の資質・能力の向上に係る取組状況

ア 新任労働基準監督官の現地研修・現地訓練は適切に行われているか。また、現地訓練の修了前後等に、技能の習得状況に応じて追加訓練を実施しているか。

イ 若手の労働基準監督官の能力向上を図るための取組は十分に行われているか。

(13) 労働基準行政の施策についての情報発信の状況

(14) 各種相談員の活用状況及び委託事業の実施状況

(15) 業務の重点化、事務簡素・合理化等への取組状況

3 監察の対象署

[実施時期]	[対象]	[担当監察官]
6月2日	東近江署	黒部中央労働基準監察監督官 田之上中央労働基準監察監督官 佐藤中央労働基準監察監督官
6月3日	滋賀局	黒部中央労働基準監察監督官 田之上中央労働基準監察監督官 佐藤中央労働基準監察監督官

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

5	年	保	存
機	密	性	2
平成 27 年 4 月 15 日 から			
平成 32 年 4 月 14 日 まで			

基発 0415 第 3 号  
平成 27 年 4 月 15 日

鳥取労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

## 平成 27 年度中央労働基準監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

### 記

#### 1 中央労働基準監察の方針

中央労働基準監察（以下「中央監察」という。）は、都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）における行政運営（労災補償行政に係るものを除く。）の実態を的確に把握し、他の参考となる事例について水平展開することにより、行政活動の適正な実施とその水準の維持・向上を図るとともに、労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限の適正、公正かつ斉一的な行使を確保し、もって労働基準行政の健全性を確保するためのものである。

平成 27 年度において労働基準監督行政が全国的に取り組むべき重点課題は、平成 27 年 2 月 16 日付け基発 0216 第 1 号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」の記の 1(2)に示すとおり、①長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の徹底、②管内の労働災害の発生状況に応じた労働災害の防止、③局で策定した一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画の推進である。

本年度の中央監察は、これらの重点課題を踏まえた各対策を積極的かつ適正に推進する観点から、以下のとおり実施する。

#### 2 中央監察の重点項目

中央監察の重点項目は、次のとおりとする。

なお、以下の各重点項目に係る取組については、①総合的な労働行政を展開するという観点及び P D C A サイクルを念頭に置いた業務運営を行っているか、②各部署間の連携が図られているか、③各重点項目を適正に推進するため労働局長、労働基準部長等局幹部が必要な指導力を発揮しているかなどの視点をもって確認する。

##### (1) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策の実施状況

ア 時間外労働時間数が 1 か月当たり 100 時間を超えていると考えられる事業場等を的確にとらえ、全数監督を実施しているか。

- イ 監督指導時における措置は、平成 26 年 4 月 1 日付け基発 0401 第 27 号通達等に基づき適正に行われているか。
- (2) 管内の労働災害の発生状況に応じた労働災害防止対策の実施状況
- ア 第 12 次労働災害防止計画の目標達成に向け、監督担当部署と安全衛生担当部署が連携し、効果的な取組が行われているか。
- イ 産業安全及び労働衛生に係る監督指導、個別指導等は、通達等に基づき適正に行われているか。
- (3) 一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画の推進状況
- ア 一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画は着実に実施されているか。
- イ 当該各計画は、前年度の実施状況が的確に把握・分析・評価され、必要な見直し等が行われているか。
- (4) 最低賃金制度の運営状況
- ア 監督対象事業場は、基礎調査の結果、相談情報、監督指導結果の分析等から的確に選定されているか。
- イ 最低賃金の減額の特例許可制度は、適正に運用されているか。
- (5) 特定分野における労働条件の確保・改善対策の実施状況
- ア 技能実習生等外国人労働者、自動車運転者、障害者である労働者、有期契約労働者、介護労働者、派遣労働者に係る監督指導等は、通達等に基づき適正に行われているか。
- イ 相互通報、合同監督・調査等関係行政機関との連携は適切に行われているか。
- (6) 東日本大震災に関連する安全衛生及び一般労働条件対策の状況（関係局）
- (7) 労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間の監督指導計画・安全衛生業務計画（以下「年間計画」という。）の策定状況等
- ア 労働行政運営方針及び年間計画は、管内の行政課題やこれまでの行政実績等が的確に把握・分析・評価された上で、重点指向に徹したものとなっているか。
- イ 年間計画において、重点対象における問題点を効果的かつ効率的に解消するために適切な行政手法が選択されているか。また、庁外活動業務量は最大限確保されているか。
- ウ 局は、年間計画の策定に当たって必要な指導・調整を行っているか。
- エ 局は、年間計画の進捗状況を的確に把握し、当該計画を着実に推進するために必要な指導・調整を行っているか。
- (8) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
- ア 監督指導及び個別指導は、法令・通達等に基づき適正、公正かつ斉一的なものとなっているか。
- イ 署管理者は、申告、未払賃金立替払、災害調査等各業務の処理状況を適切に管理し、早期完結に向けた指導を行っているか。
- ウ 各種指導文書、届出文書等について適切に管理されているか。
- (9) 申告処理状況
- 申告受理時の対応は適切か。また、申告処理において監督権限が厳正に行使さ

れているか。

(10) 司法処理状況

ア 重大又は悪質事案について厳正かつ積極的に司法処分が行われているか。



イ 迅速処理に向けた方策が適切にとられているか。

ウ 検察庁との意思疎通は、積極的に図られているか。

(11) 地方労働基準監察監督官制度の運営状況

地方労働基準監察制度は、平成 26 年 2 月 17 日付け基発 0217 第 1 号通達等に基づき、厳正かつ効果的に運営されているか。

(12) 労働基準監督官の資質・能力の向上に係る取組状況

ア 新任労働基準監督官の現地研修・現地訓練は適切に行われているか。また、現地訓練の修了前後等に、技能の習得状況に応じて追加訓練を実施しているか。

イ 若手の労働基準監督官の能力向上を図るための取組は十分に行われているか。

(13) 労働基準行政の施策についての情報発信の状況

(14) 各種相談員の活用状況及び委託事業の実施状況

(15) 業務の重点化、事務簡素・合理化等への取組状況

3 監察の対象署

[実施時期]	[対象]	[担当監察官]
7月9日	鳥取署	武元中央労働基準監察監督官 佐藤中央労働基準監察監督官
7月10日	鳥取局	武元中央労働基準監察監督官 佐藤中央労働基準監察監督官

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

5	年	保	存
機	密	性	2
平成 27 年 4 月 15 日から			
平成 32 年 4 月 14 日まで			

基発 0415 第 3 号  
平成 27 年 4 月 15 日

岡山労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

## 平成 27 年度中央労働基準監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

### 記

#### 1 中央労働基準監察の方針

中央労働基準監察（以下「中央監察」という。）は、都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）における行政運営（労災補償行政に係るものを除く。）の実態を的確に把握し、他の参考となる事例について水平展開することにより、行政活動の適正な実施とその水準の維持・向上を図るとともに、労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限の適正、公正かつ斉一的な行使を確保し、もって労働基準行政の健全性を確保するためのものである。

平成 27 年度において労働基準監督行政が全国的に取り組むべき重点課題は、平成 27 年 2 月 16 日付け基発 0216 第 1 号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」の記の 1(2)に示すとおり、①長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の徹底、②管内の労働災害の発生状況に応じた労働災害の防止、③局で策定した一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画の推進である。

本年度の中央監察は、これらの重点課題を踏まえた各対策を積極的かつ適正に推進する観点から、以下のとおり実施する。

#### 2 中央監察の重点項目

中央監察の重点項目は、次のとおりとする。

なお、以下の各重点項目に係る取組については、①総合的な労働行政を展開するという観点及び P D C A サイクルを念頭に置いた業務運営を行っているか、②各部署間の連携が図られているか、③各重点項目を適正に推進するため労働局長、労働基準部長等局幹部が必要な指導力を発揮しているかなどの視点をもって確認する。

##### (1) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策の実施状況

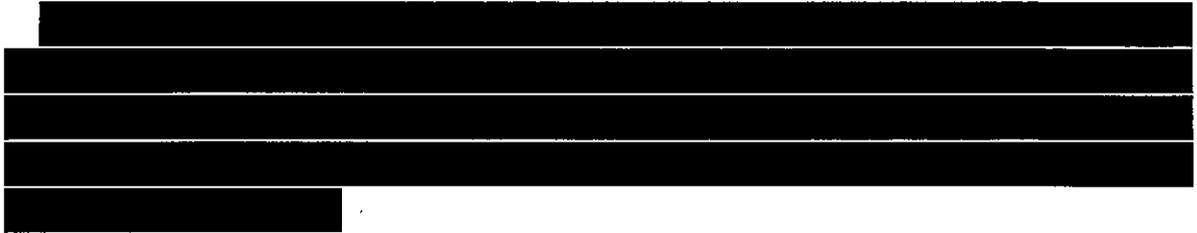
ア 時間外労働時間数が 1 か月当たり 100 時間を超えていると考えられる事業場等を的確にとらえ、全数監督を実施しているか。

- イ 監督指導時における措置は、平成 26 年 4 月 1 日付け基発 0401 第 27 号通達等に基づき適正に行われているか。
- (2) 管内の労働災害の発生状況に応じた労働災害防止対策の実施状況
- ア 第 12 次労働災害防止計画の目標達成に向け、監督担当部署と安全衛生担当部署が連携し、効果的な取組が行われているか。
- イ 産業安全及び労働衛生に係る監督指導、個別指導等は、通達等に基づき適正に行われているか。
- (3) 一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画の推進状況
- ア 一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画は着実に実施されているか。
- イ 当該各計画は、前年度の実施状況が的確に把握・分析・評価され、必要な見直し等が行われているか。
- (4) 最低賃金制度の運営状況
- ア 監督対象事業場は、基礎調査の結果、相談情報、監督指導結果の分析等から的確に選定されているか。
- イ 最低賃金の減額の特例許可制度は、適正に運用されているか。
- (5) 特定分野における労働条件の確保・改善対策の実施状況
- ア 技能実習生等外国人労働者、自動車運転者、障害者である労働者、有期契約労働者、介護労働者、派遣労働者に係る監督指導等は、通達等に基づき適正に行われているか。
- イ 相互通報、合同監督・調査等関係行政機関との連携は適切に行われているか。
- (6) 東日本大震災に関連する安全衛生及び一般労働条件対策の状況（関係局）
- (7) 労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間の監督指導計画・安全衛生業務計画（以下「年間計画」という。）の策定状況等
- ア 労働行政運営方針及び年間計画は、管内の行政課題やこれまでの行政実績等が的確に把握・分析・評価された上で、重点指向に徹したものとなっているか。
- イ 年間計画において、重点対象における問題点を効果的かつ効率的に解消するために適切な行政手法が選択されているか。また、庁外活動業務量は最大限確保されているか。
- ウ 局は、年間計画の策定に当たって必要な指導・調整を行っているか。
- エ 局は、年間計画の進捗状況を的確に把握し、当該計画を着実に推進するために必要な指導・調整を行っているか。
- (8) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
- ア 監督指導及び個別指導は、法令・通達等に基づき適正、公正かつ斉一的なものとなっているか。
- イ 署管理者は、申告、未払賃金立替払、災害調査等各業務の処理状況を適切に管理し、早期完結に向けた指導を行っているか。
- ウ 各種指導文書、届出文書等について適切に管理されているか。
- (9) 申告処理状況
- 申告受理時の対応は適切か。また、申告処理において監督権限が厳正に行使さ

れているか。

(10) 司法処理状況

ア 重大又は悪質事案について厳正かつ積極的に司法処分が行われているか。



イ 迅速処理に向けた方策が適切にとられているか。

ウ 検察庁との意思疎通は、積極的に図られているか。

(11) 地方労働基準監察監督官制度の運営状況

地方労働基準監察制度は、平成26年2月17日付け基発0217第1号通達等に基づき、厳正かつ効果的に運営されているか。

(12) 労働基準監督官の資質・能力の向上に係る取組状況

ア 新任労働基準監督官の現地研修・現地訓練は適切に行われているか。また、現地訓練の修了前後等に、技能の習得状況に応じて追加訓練を実施しているか。

イ 若手の労働基準監督官の能力向上を図るための取組は十分に行われているか。

(13) 労働基準行政の施策についての情報発信の状況

(14) 各種相談員の活用状況及び委託事業の実施状況

(15) 業務の重点化、事務簡素・合理化等への取組状況

3 監察の対象署

[実施時期]	[対象]	[担当監察官]
5月19日	岡山署	藤中中央労働基準監察監督官 佐藤中央労働基準監察監督官
5月20日	岡山局	藤中中央労働基準監察監督官 佐藤中央労働基準監察監督官

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

5	年	保	存
機	密	性	2
平成 27 年 4 月 15 日から			
平成 32 年 4 月 14 日まで			

基発 0415 第 3 号  
平成 27 年 4 月 15 日

長崎労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

## 平成 27 年度中央労働基準監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

### 記

#### 1 中央労働基準監察の方針

中央労働基準監察（以下「中央監察」という。）は、都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）における行政運営（労災補償行政に係るものを除く。）の実態を的確に把握し、他の参考となる事例について水平展開することにより、行政活動の適正な実施とその水準の維持・向上を図るとともに、労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限の適正、公正かつ斉一的な行使を確保し、もって労働基準行政の健全性を確保するためのものである。

平成 27 年度において労働基準監督行政が全国的に取り組むべき重点課題は、平成 27 年 2 月 16 日付け基発 0216 第 1 号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」の記の 1(2)に示すとおり、①長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の徹底、②管内の労働災害の発生状況に応じた労働災害の防止、③局で策定した一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画の推進である。

本年度の中央監察は、これらの重点課題を踏まえた各対策を積極的かつ適正に推進する観点から、以下のとおり実施する。

#### 2 中央監察の重点項目

中央監察の重点項目は、次のとおりとする。

なお、以下の各重点項目に係る取組については、①総合的な労働行政を展開するという観点及び P D C A サイクルを念頭に置いた業務運営を行っているか、②各部署間の連携が図られているか、③各重点項目を適正に推進するため労働局長、労働基準部長等局幹部が必要な指導力を発揮しているかなどの視点をもって確認する。

##### (1) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策の実施状況

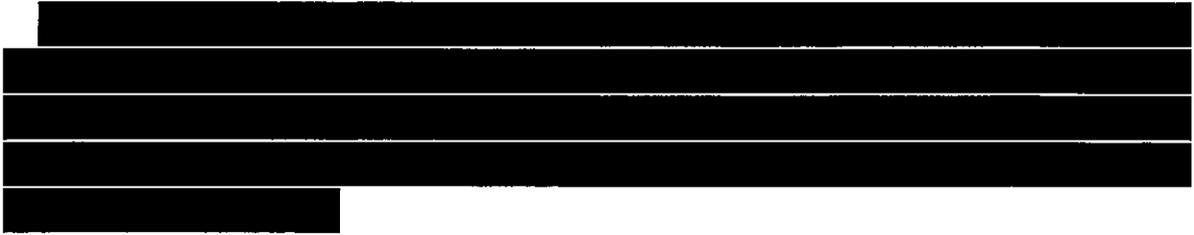
ア 時間外労働時間数が 1 か月当たり 100 時間を超えていると考えられる事業場等を的確にとらえ、全数監督を実施しているか。

- イ 監督指導時における措置は、平成 26 年 4 月 1 日付け基発 0401 第 27 号通達等に基づき適正に行われているか。
- (2) 管内の労働災害の発生状況に応じた労働災害防止対策の実施状況
- ア 第 12 次労働災害防止計画の目標達成に向け、監督担当部署と安全衛生担当部署が連携し、効果的な取組が行われているか。
- イ 産業安全及び労働衛生に係る監督指導、個別指導等は、通達等に基づき適正に行われているか。
- (3) 一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画の推進状況
- ア 一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画は着実に実施されているか。
- イ 当該各計画は、前年度の実施状況が的確に把握・分析・評価され、必要な見直し等が行われているか。
- (4) 最低賃金制度の運営状況
- ア 監督対象事業場は、基礎調査の結果、相談情報、監督指導結果の分析等から的確に選定されているか。
- イ 最低賃金の減額の特例許可制度は、適正に運用されているか。
- (5) 特定分野における労働条件の確保・改善対策の実施状況
- ア 技能実習生等外国人労働者、自動車運転者、障害者である労働者、有期契約労働者、介護労働者、派遣労働者に係る監督指導等は、通達等に基づき適正に行われているか。
- イ 相互通報、合同監督・調査等関係行政機関との連携は適切に行われているか。
- (6) 東日本大震災に関連する安全衛生及び一般労働条件対策の状況（関係局）
- (7) 労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間の監督指導計画・安全衛生業務計画（以下「年間計画」という。）の策定状況等
- ア 労働行政運営方針及び年間計画は、管内の行政課題やこれまでの行政実績等が的確に把握・分析・評価された上で、重点指向に徹したものとなっているか。
- イ 年間計画において、重点対象における問題点を効果的かつ効率的に解消するために適切な行政手法が選択されているか。また、庁外活動業務量は最大限確保されているか。
- ウ 局は、年間計画の策定に当たって必要な指導・調整を行っているか。
- エ 局は、年間計画の進捗状況を的確に把握し、当該計画を着実に推進するために必要な指導・調整を行っているか。
- (8) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
- ア 監督指導及び個別指導は、法令・通達等に基づき適正、公正かつ斉一的なものとなっているか。
- イ 署管理者は、申告、未払賃金立替払、災害調査等各業務の処理状況を適切に管理し、早期完結に向けた指導を行っているか。
- ウ 各種指導文書、届出文書等について適切に管理されているか。
- (9) 申告処理状況
- 申告受理時の対応は適切か。また、申告処理において監督権限が厳正に行使さ

れているか。

(10) 司法処理状況

ア 重大又は悪質事案について厳正かつ積極的に司法処分が行われているか。



イ 迅速処理に向けた方策が適切にとられているか。

ウ 検察庁との意思疎通は、積極的に図られているか。

(11) 地方労働基準監察監督官制度の運営状況

地方労働基準監察制度は、平成 26 年 2 月 17 日付け基発 0217 第 1 号通達等に基づき、厳正かつ効果的に運営されているか。

(12) 労働基準監督官の資質・能力の向上に係る取組状況

ア 新任労働基準監督官の現地研修・現地訓練は適切に行われているか。また、現地訓練の修了前後等に、技能の習得状況に応じて追加訓練を実施しているか。

イ 若手の労働基準監督官の能力向上を図るための取組は十分に行われているか。

(13) 労働基準行政の施策についての情報発信の状況

(14) 各種相談員の活用状況及び委託事業の実施状況

(15) 業務の重点化、事務簡素・合理化等への取組状況

3 監察の対象署

[実施時期]	[対象]	[担当監察官]
6月25日	長崎署	加藤副主任中央労働基準監察監督官 藤中中央労働基準監察監督官 岡田中央労働基準監察監督官 武元中央労働基準監察監督官
6月26日	長崎局	加藤副主任中央労働基準監察監督官 藤中中央労働基準監察監督官 岡田中央労働基準監察監督官 武元中央労働基準監察監督官

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

5	年	保	存
機	密	性	2
平成 27 年 4 月 15 日から 平成 32 年 4 月 14 日まで			

基発 0415 第 3 号  
平成 27 年 4 月 15 日

鹿児島労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

## 平成 27 年度中央労働基準監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

### 記

#### 1 中央労働基準監察の方針

中央労働基準監察（以下「中央監察」という。）は、都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）における行政運営（労災補償行政に係るものを除く。）の実態を的確に把握し、他の参考となる事例について水平展開することにより、行政活動の適正な実施とその水準の維持・向上を図るとともに、労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限の適正、公正かつ斉一的な行使を確保し、もって労働基準行政の健全性を確保するためのものである。

平成 27 年度において労働基準監督行政が全国的に取り組むべき重点課題は、平成 27 年 2 月 16 日付け基発 0216 第 1 号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」の記の 1(2)に示すとおり、①長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の徹底、②管内の労働災害の発生状況に応じた労働災害の防止、③局で策定した一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画の推進である。

本年度の中央監察は、これらの重点課題を踏まえた各対策を積極的かつ適正に推進する観点から、以下のとおり実施する。

#### 2 中央監察の重点項目

中央監察の重点項目は、次のとおりとする。

なお、以下の各重点項目に係る取組については、①総合的な労働行政を展開するという観点及びPDCAサイクルを念頭に置いた業務運営を行っているか、②各部署間の連携が図られているか、③各重点項目を適正に推進するため労働局長、労働基準部長等局幹部が必要な指導力を発揮しているかなどの視点をもって確認する。

##### (1) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策の実施状況

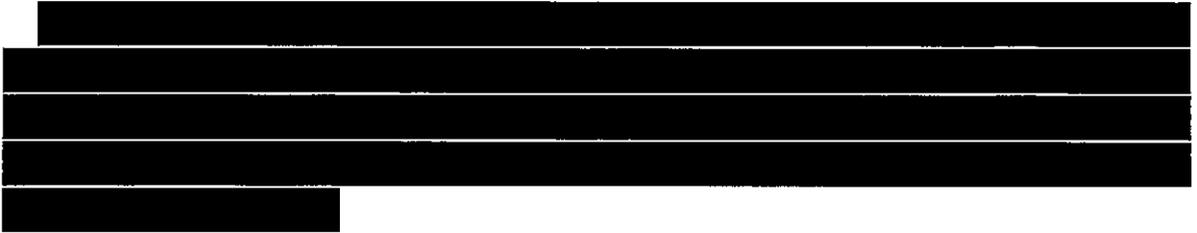
ア 時間外労働時間数が 1 か月当たり 100 時間を超えていると考えられる事業場等を的確にとらえ、全数監督を実施しているか。

- イ 監督指導時における措置は、平成 26 年 4 月 1 日付け基発 0401 第 27 号通達等に基づき適正に行われているか。
- (2) 管内の労働災害の発生状況に応じた労働災害防止対策の実施状況
  - ア 第 12 次労働災害防止計画の目標達成に向け、監督担当部署と安全衛生担当部署が連携し、効果的な取組が行われているか。
  - イ 産業安全及び労働衛生に係る監督指導、個別指導等は、通達等に基づき適正に行われているか。
- (3) 一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画の推進状況
  - ア 一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画は着実に実施されているか。
  - イ 当該各計画は、前年度の実施状況が的確に把握・分析・評価され、必要な見直し等が行われているか。
- (4) 最低賃金制度の運営状況
  - ア 監督対象事業場は、基礎調査の結果、相談情報、監督指導結果の分析等から的確に選定されているか。
  - イ 最低賃金の減額の特例許可制度は、適正に運用されているか。
- (5) 特定分野における労働条件の確保・改善対策の実施状況
  - ア 技能実習生等外国人労働者、自動車運転者、障害者である労働者、有期契約労働者、介護労働者、派遣労働者に係る監督指導等は、通達等に基づき適正に行われているか。
  - イ 相互通報、合同監督・調査等関係行政機関との連携は適切に行われているか。
- (6) 東日本大震災に関連する安全衛生及び一般労働条件対策の状況（関係局）
- (7) 労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間の監督指導計画・安全衛生業務計画（以下「年間計画」という。）の策定状況等
  - ア 労働行政運営方針及び年間計画は、管内の行政課題やこれまでの行政実績等が的確に把握・分析・評価された上で、重点指向に徹したものとなっているか。
  - イ 年間計画において、重点対象における問題点を効果的かつ効率的に解消するために適切な行政手法が選択されているか。また、庁外活動業務量は最大限確保されているか。
  - ウ 局は、年間計画の策定に当たって必要な指導・調整を行っているか。
  - エ 局は、年間計画の進捗状況を的確に把握し、当該計画を着実に推進するために必要な指導・調整を行っているか。
- (8) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
  - ア 監督指導及び個別指導は、法令・通達等に基づき適正、公正かつ斉一的なものとなっているか。
  - イ 署管理者は、申告、未払賃金立替払、災害調査等各業務の処理状況を適切に管理し、早期完結に向けた指導を行っているか。
  - ウ 各種指導文書、届出文書等について適切に管理されているか。
- (9) 申告処理状況
  - 申告受理時の対応は適切か。また、申告処理において監督権限が厳正に行使さ

れているか。

(10) 司法処理状況

ア 重大又は悪質事案について厳正かつ積極的に司法処分が行われているか。



イ 迅速処理に向けた方策が適切にとられているか。

ウ 検察庁との意思疎通は、積極的に図られているか。

(11) 地方労働基準監察監督官制度の運営状況

地方労働基準監察制度は、平成26年2月17日付け基発0217第1号通達等に基づき、厳正かつ効果的に運営されているか。

(12) 労働基準監督官の資質・能力の向上に係る取組状況

ア 新任労働基準監督官の現地研修・現地訓練は適切に行われているか。また、現地訓練の修了前後等に、技能の習得状況に応じて追加訓練を実施しているか。

イ 若手の労働基準監督官の能力向上を図るための取組は十分に行われているか。

(13) 労働基準行政の施策についての情報発信の状況

(14) 各種相談員の活用状況及び委託事業の実施状況

(15) 業務の重点化、事務簡素・合理化等への取組状況

3 監察の対象署

[実施時期]

6月23日

[対象]

鹿児島署

[担当監察官]

黒部中央労働基準監察監督官  
佐藤中央労働基準監察監督官

6月24日

鹿児島局

黒部中央労働基準監察監督官  
佐藤中央労働基準監察監督官

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

5	年	保	存
機	密	性	2
平成 27 年 4 月 15 日から 平成 32 年 4 月 14 日まで			

基発 0415 第 4 号  
平成 27 年 4 月 15 日

秋田労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

## 平成 27 年度中央労働基準監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

### 記

#### 1 中央労働基準監察の方針

中央労働基準監察（以下「中央監察」という。）は、都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）における行政運営（労災補償行政に係るものを除く。）の実態を的確に把握し、他の参考となる事例について水平展開することにより、行政活動の適正な実施とその水準の維持・向上を図るとともに、労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限の適正、公正かつ斉一的な行使を確保し、もって労働基準行政の健全性を確保するためのものである。

平成 27 年度において労働基準監督行政が全国的に取り組むべき重点課題は、平成 27 年 2 月 16 日付け基発 0216 第 1 号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」の記の 1 (2) に示すとおり、①長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の徹底、②管内の労働災害の発生状況に応じた労働災害の防止、③局で策定した一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画の推進である。

本年度の中央監察は、これらの重点課題を踏まえた各対策を積極的かつ適正に推進する観点から、以下のとおり実施する。

#### 2 中央監察の重点項目

中央監察の重点項目は、次のとおりとする。

なお、以下の各重点項目に係る取組については、①総合的な労働行政を展開するという観点及び P D C A サイクルを念頭に置いた業務運営を行っているか、②各部署間の連携が図られているか、③各重点項目を適正に推進するため労働局長、労働基準部長等局幹部が必要な指導力を発揮しているかなどの視点をもって確認する。

##### (1) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策の実施状況

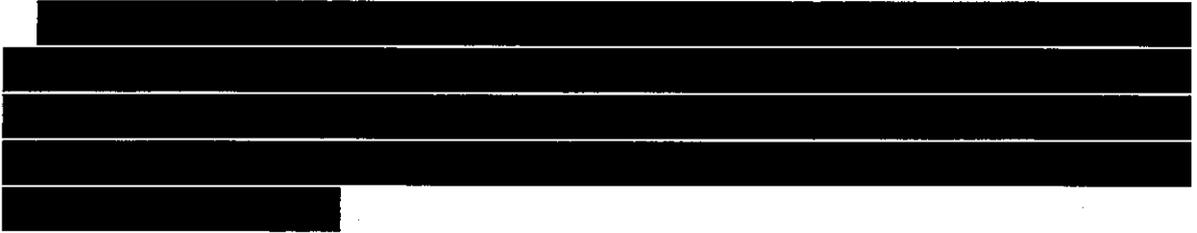
ア 時間外労働時間数が 1 か月当たり 100 時間を超えていると考えられる事業場等を的確にとらえ、全数監督を実施しているか。

- イ 監督指導時における措置は、平成 26 年 4 月 1 日付け基発 0401 第 27 号通達等に基づき適正に行われているか。
- (2) 管内の労働災害の発生状況に応じた労働災害防止対策の実施状況
- ア 第 12 次労働災害防止計画の目標達成に向け、監督担当部署と安全衛生担当部署が連携し、効果的な取組が行われているか。
- イ 産業安全及び労働衛生に係る監督指導、個別指導等は、通達等に基づき適正に行われているか。
- (3) 一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画の推進状況
- ア 一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画は着実に実施されているか。
- イ 当該各計画は、前年度の実施状況が的確に把握・分析・評価され、必要な見直し等が行われているか。
- (4) 最低賃金制度の運営状況
- ア 監督対象事業場は、基礎調査の結果、相談情報、監督指導結果の分析等から的確に選定されているか。
- イ 最低賃金の減額の特例許可制度は、適正に運用されているか。
- (5) 特定分野における労働条件の確保・改善対策の実施状況
- ア 技能実習生等外国人労働者、自動車運転者、障害者である労働者、有期契約労働者、介護労働者、派遣労働者に係る監督指導等は、通達等に基づき適正に行われているか。
- イ 相互通報、合同監督・調査等関係行政機関との連携は適切に行われているか。
- (6) 東日本大震災に関連する安全衛生及び一般労働条件対策の状況（関係局）
- (7) 労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間の監督指導計画・安全衛生業務計画（以下「年間計画」という。）の策定状況等
- ア 労働行政運営方針及び年間計画は、管内の行政課題やこれまでの行政実績等が的確に把握・分析・評価された上で、重点指向に徹したものとなっているか。
- イ 年間計画において、重点対象における問題点を効果的かつ効率的に解消するために適切な行政手法が選択されているか。また、庁外活動業務量は最大限確保されているか。
- ウ 局は、年間計画の策定に当たって必要な指導・調整を行っているか。
- エ 局は、年間計画の進捗状況を的確に把握し、当該計画を着実に推進するために必要な指導・調整を行っているか。
- (8) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
- ア 監督指導及び個別指導は、法令・通達等に基づき適正、公正かつ斉一的なものとなっているか。
- イ 署管理者は、申告、未払賃金立替払、災害調査等各業務の処理状況を適切に管理し、早期完結に向けた指導を行っているか。
- ウ 各種指導文書、届出文書等について適切に管理されているか。
- (9) 申告処理状況
- 申告受理時の対応は適切か。また、申告処理において監督権限が厳正に行使さ

れているか。

(10) 司法処理状況

ア 重大又は悪質事案について厳正かつ積極的に司法処分が行われているか。



イ 迅速処理に向けた方策が適切にとられているか。

ウ 検察庁との意思疎通は、積極的に図られているか。

(11) 地方労働基準監察監督官制度の運営状況

地方労働基準監察制度は、平成26年2月17日付け基発0217第1号通達等に基づき、厳正かつ効果的に運営されているか。

(12) 労働基準監督官の資質・能力の向上に係る取組状況

ア 新任労働基準監督官の現地研修・現地訓練は適切に行われているか。また、現地訓練の修了前後等に、技能の習得状況に応じて追加訓練を実施しているか。

イ 若手の労働基準監督官の能力向上を図るための取組は十分に行われているか。

(13) 労働基準行政の施策についての情報発信の状況

(14) 各種相談員の活用状況及び委託事業の実施状況

(15) 業務の重点化、事務簡素・合理化等への取組状況

3 監察の対象署

秋田署

なお、実施時期及び担当監察官については、後日通知する。

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

5	年	保	存
機	密	性	2
平成 27 年 4 月 15 日から			
平成 32 年 4 月 14 日まで			

基発 0415 第 4 号  
平成 27 年 4 月 15 日

東京労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

## 平成 27 年度中央労働基準監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

### 記

#### 1 中央労働基準監察の方針

中央労働基準監察（以下「中央監察」という。）は、都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）における行政運営（労災補償行政に係るものを除く。）の実態を的確に把握し、他の参考となる事例について水平展開することにより、行政活動の適正な実施とその水準の維持・向上を図るとともに、労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限の適正、公正かつ斉一的な行使を確保し、もって労働基準行政の健全性を確保するためのものである。

平成 27 年度において労働基準監督行政が全国的に取り組むべき重点課題は、平成 27 年 2 月 16 日付け基発 0216 第 1 号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」の記の 1(2)に示すとおり、①長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の徹底、②管内の労働災害の発生状況に応じた労働災害の防止、③局で策定した一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画の推進である。

本年度の中央監察は、これらの重点課題を踏まえた各対策を積極的かつ適正に推進する観点から、以下のとおり実施する。

#### 2 中央監察の重点項目

中央監察の重点項目は、次のとおりとする。

なお、以下の各重点項目に係る取組については、①総合的な労働行政を展開するという観点及び P D C A サイクルを念頭に置いた業務運営を行っているか、②各部署間の連携が図られているか、③各重点項目を適正に推進するため労働局長、労働基準部長等局幹部が必要な指導力を発揮しているかなどの視点をもって確認する。

##### (1) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策の実施状況

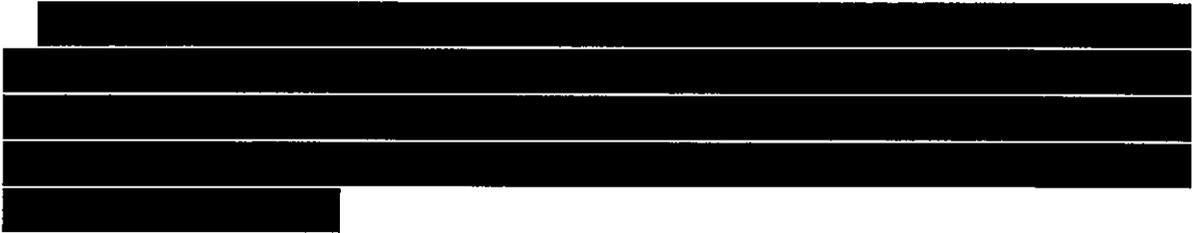
ア 時間外労働時間数が 1 か月当たり 100 時間を超えていると考えられる事業場等を的確にとらえ、全数監督を実施しているか。

- イ 監督指導時における措置は、平成 26 年 4 月 1 日付け基発 0401 第 27 号通達等に基づき適正に行われているか。
- (2) 管内の労働災害の発生状況に応じた労働災害防止対策の実施状況
- ア 第 12 次労働災害防止計画の目標達成に向け、監督担当部署と安全衛生担当部署が連携し、効果的な取組が行われているか。
- イ 産業安全及び労働衛生に係る監督指導、個別指導等は、通達等に基づき適正に行われているか。
- (3) 一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画の推進状況
- ア 一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画は着実に実施されているか。
- イ 当該各計画は、前年度の実施状況が的確に把握・分析・評価され、必要な見直し等が行われているか。
- (4) 最低賃金制度の運営状況
- ア 監督対象事業場は、基礎調査の結果、相談情報、監督指導結果の分析等から的確に選定されているか。
- イ 最低賃金の減額の特例許可制度は、適正に運用されているか。
- (5) 特定分野における労働条件の確保・改善対策の実施状況
- ア 技能実習生等外国人労働者、自動車運転者、障害者である労働者、有期契約労働者、介護労働者、派遣労働者に係る監督指導等は、通達等に基づき適正に行われているか。
- イ 相互通報、合同監督・調査等関係行政機関との連携は適切に行われているか。
- (6) 東日本大震災に関連する安全衛生及び一般労働条件対策の状況（関係局）
- (7) 労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間の監督指導計画・安全衛生業務計画（以下「年間計画」という。）の策定状況等
- ア 労働行政運営方針及び年間計画は、管内の行政課題やこれまでの行政実績等が的確に把握・分析・評価された上で、重点指向に徹したものとなっているか。
- イ 年間計画において、重点対象における問題点を効果的かつ効率的に解消するために適切な行政手法が選択されているか。また、庁外活動業務量は最大限確保されているか。
- ウ 局は、年間計画の策定に当たって必要な指導・調整を行っているか。
- エ 局は、年間計画の進捗状況を的確に把握し、当該計画を着実に推進するために必要な指導・調整を行っているか。
- (8) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
- ア 監督指導及び個別指導は、法令・通達等に基づき適正、公正かつ斉一的なものとなっているか。
- イ 署管理者は、申告、未払賃金立替払、災害調査等各業務の処理状況を適切に管理し、早期完結に向けた指導を行っているか。
- ウ 各種指導文書、届出文書等について適切に管理されているか。
- (9) 申告処理状況
- 申告受理時の対応は適切か。また、申告処理において監督権限が厳正に行使さ

れているか。

(10) 司法処理状況

ア 重大又は悪質事案について厳正かつ積極的に司法処分が行われているか。



イ 迅速処理に向けた方策が適切にとられているか。

ウ 検察庁との意思疎通は、積極的に図られているか。

(11) 地方労働基準監察監督官制度の運営状況

地方労働基準監察制度は、平成 26 年 2 月 17 日付け基発 0217 第 1 号通達等に基づき、厳正かつ効果的に運営されているか。

(12) 労働基準監督官の資質・能力の向上に係る取組状況

ア 新任労働基準監督官の現地研修・現地訓練は適切に行われているか。また、現地訓練の修了前後等に、技能の習得状況に応じて追加訓練を実施しているか。

イ 若手の労働基準監督官の能力向上を図るための取組は十分に行われているか。

(13) 労働基準行政の施策についての情報発信の状況

(14) 各種相談員の活用状況及び委託事業の実施状況

(15) 業務の重点化、事務簡素・合理化等への取組状況

3 監察の対象署

三田署、品川署、池袋署、向島署

なお、実施時期及び担当監察官については、後日通知する。

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

5	年	保	存
機	密	性	2
平成 27 年 4 月 15 日から			
平成 32 年 4 月 14 日まで			

基発 0415 第 4 号  
平成 27 年 4 月 15 日

神奈川県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

## 平成 27 年度中央労働基準監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

### 記

#### 1 中央労働基準監察の方針

中央労働基準監察（以下「中央監察」という。）は、都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）における行政運営（労災補償行政に係るものを除く。）の実態を的確に把握し、他の参考となる事例について水平展開することにより、行政活動の適正な実施とその水準の維持・向上を図るとともに、労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限の適正、公正かつ斉一的な行使を確保し、もって労働基準行政の健全性を確保するためのものである。

平成 27 年度において労働基準監督行政が全国的に取り組むべき重点課題は、平成 27 年 2 月 16 日付け基発 0216 第 1 号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」の記の 1.(2)に示すとおり、①長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の徹底、②管内の労働災害の発生状況に応じた労働災害の防止、③局で策定した一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画の推進である。

本年度の中央監察は、これらの重点課題を踏まえた各対策を積極的かつ適正に推進する観点から、以下のとおり実施する。

#### 2 中央監察の重点項目

中央監察の重点項目は、次のとおりとする。

なお、以下の各重点項目に係る取組については、①総合的な労働行政を展開するという観点及びPDCAサイクルを念頭に置いた業務運営を行っているか、②各部署間の連携が図られているか、③各重点項目を適正に推進するため労働局長、労働基準部長等局幹部が必要な指導力を発揮しているかなどの視点をもって確認する。

##### (1) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策の実施状況

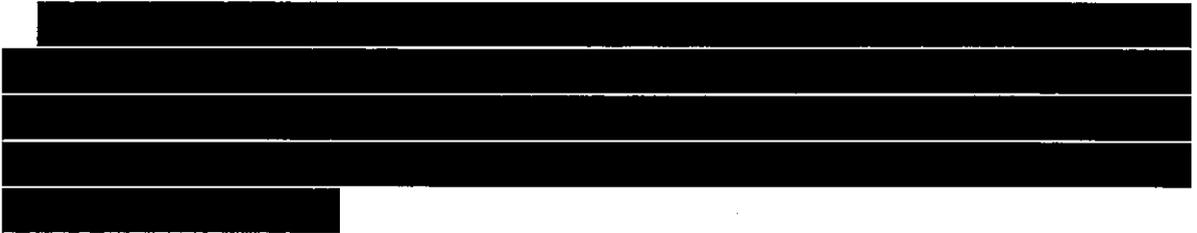
ア 時間外労働時間数が 1 か月当たり 100 時間を超えていると考えられる事業場等を的確にとらえ、全数監督を実施しているか。

- イ 監督指導時における措置は、平成 26 年 4 月 1 日付け基発 0401 第 27 号通達等に基づき適正に行われているか。
- (2) 管内の労働災害の発生状況に応じた労働災害防止対策の実施状況
  - ア 第 12 次労働災害防止計画の目標達成に向け、監督担当部署と安全衛生担当部署が連携し、効果的な取組が行われているか。
  - イ 産業安全及び労働衛生に係る監督指導、個別指導等は、通達等に基づき適正に行われているか。
- (3) 一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画の推進状況
  - ア 一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画は着実に実施されているか。
  - イ 当該各計画は、前年度の実施状況が的確に把握・分析・評価され、必要な見直し等が行われているか。
- (4) 最低賃金制度の運営状況
  - ア 監督対象事業場は、基礎調査の結果、相談情報、監督指導結果の分析等から的確に選定されているか。
  - イ 最低賃金の減額の特例許可制度は、適正に運用されているか。
- (5) 特定分野における労働条件の確保・改善対策の実施状況
  - ア 技能実習生等外国人労働者、自動車運転者、障害者である労働者、有期契約労働者、介護労働者、派遣労働者に係る監督指導等は、通達等に基づき適正に行われているか。
  - イ 相互通報、合同監督・調査等関係行政機関との連携は適切に行われているか。
- (6) 東日本大震災に関連する安全衛生及び一般労働条件対策の状況（関係局）
- (7) 労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間の監督指導計画・安全衛生業務計画（以下「年間計画」という。）の策定状況等
  - ア 労働行政運営方針及び年間計画は、管内の行政課題やこれまでの行政実績等が的確に把握・分析・評価された上で、重点指向に徹したものとなっているか。
  - イ 年間計画において、重点対象における問題点を効果的かつ効率的に解消するために適切な行政手法が選択されているか。また、庁外活動業務量は最大限確保されているか。
  - ウ 局は、年間計画の策定に当たって必要な指導・調整を行っているか。
  - エ 局は、年間計画の進捗状況を的確に把握し、当該計画を着実に推進するために必要な指導・調整を行っているか。
- (8) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
  - ア 監督指導及び個別指導は、法令・通達等に基づき適正、公正かつ斉一的なものとなっているか。
  - イ 署管理者は、申告、未払賃金立替払、災害調査等各業務の処理状況を適切に管理し、早期完結に向けた指導を行っているか。
  - ウ 各種指導文書、届出文書等について適切に管理されているか。
- (9) 申告処理状況
  - 申告受理時の対応は適切か。また、申告処理において監督権限が厳正に行使さ

れているか。

(10) 司法処理状況

ア 重大又は悪質事案について厳正かつ積極的に司法処分が行われているか。



イ 迅速処理に向けた方策が適切にとられているか。

ウ 検察庁との意思疎通は、積極的に図られているか。

(11) 地方労働基準監察監督官制度の運営状況

地方労働基準監察制度は、平成26年2月17日付け基発0217第1号通達等に基づき、厳正かつ効果的に運営されているか。

(12) 労働基準監督官の資質・能力の向上に係る取組状況

ア 新任労働基準監督官の現地研修・現地訓練は適切に行われているか。また、現地訓練の修了前後等に、技能の習得状況に応じて追加訓練を実施しているか。

イ 若手の労働基準監督官の能力向上を図るための取組は十分に行われているか。

(13) 労働基準行政の施策についての情報発信の状況

(14) 各種相談員の活用状況及び委託事業の実施状況

(15) 業務の重点化、事務簡素・合理化等への取組状況

3 監察の対象署

横浜南署、川崎南署

なお、実施時期及び担当監察官については、後日通知する。

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

5	年	保	存
機	密	性	2
平成 27 年 4 月 15 日から			
平成 32 年 4 月 14 日まで			

基発 0415 第 4 号  
平成 27 年 4 月 15 日

石川労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

## 平成 27 年度中央労働基準監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

### 記

#### 1 中央労働基準監察の方針

中央労働基準監察（以下「中央監察」という。）は、都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）における行政運営（労災補償行政に係るものを除く。）の実態を的確に把握し、他の参考となる事例について水平展開することにより、行政活動の適正な実施とその水準の維持・向上を図るとともに、労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限の適正、公正かつ斉一的な行使を確保し、もって労働基準行政の健全性を確保するためのものである。

平成 27 年度において労働基準監督行政が全国的に取り組むべき重点課題は、平成 27 年 2 月 16 日付け基発 0216 第 1 号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」の記の 1 (2) に示すとおり、①長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の徹底、②管内の労働災害の発生状況に応じた労働災害の防止、③局で策定した一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画の推進である。

本年度の中央監察は、これらの重点課題を踏まえた各対策を積極的かつ適正に推進する観点から、以下のとおり実施する。

#### 2 中央監察の重点項目

中央監察の重点項目は、次のとおりとする。

なお、以下の各重点項目に係る取組については、①総合的な労働行政を展開するという観点及び P D C A サイクルを念頭に置いた業務運営を行っているか、②各部署間の連携が図られているか、③各重点項目を適正に推進するため労働局長、労働基準部長等局幹部が必要な指導力を発揮しているかなどの視点をもって確認する。

##### (1) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策の実施状況

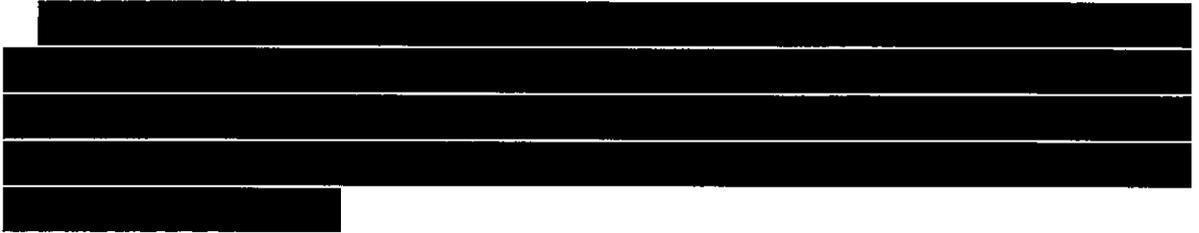
ア 時間外労働時間数が 1 か月当たり 100 時間を超えていると考えられる事業場等を的確にとらえ、全数監督を実施しているか。

- イ 監督指導時における措置は、平成 26 年 4 月 1 日付け基発 0401 第 27 号通達等に基づき適正に行われているか。
- (2) 管内の労働災害の発生状況に応じた労働災害防止対策の実施状況
- ア 第 12 次労働災害防止計画の目標達成に向け、監督担当部署と安全衛生担当部署が連携し、効果的な取組が行われているか。
- イ 産業安全及び労働衛生に係る監督指導、個別指導等は、通達等に基づき適正に行われているか。
- (3) 一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画の推進状況
- ア 一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画は着実に実施されているか。
- イ 当該各計画は、前年度の実施状況が的確に把握・分析・評価され、必要な見直し等が行われているか。
- (4) 最低賃金制度の運営状況
- ア 監督対象事業場は、基礎調査の結果、相談情報、監督指導結果の分析等から的確に選定されているか。
- イ 最低賃金の減額の特例許可制度は、適正に運用されているか。
- (5) 特定分野における労働条件の確保・改善対策の実施状況
- ア 技能実習生等外国人労働者、自動車運転者、障害者である労働者、有期契約労働者、介護労働者、派遣労働者に係る監督指導等は、通達等に基づき適正に行われているか。
- イ 相互通報、合同監督・調査等関係行政機関との連携は適切に行われているか。
- (6) 東日本大震災に関連する安全衛生及び一般労働条件対策の状況（関係局）
- (7) 労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間の監督指導計画・安全衛生業務計画（以下「年間計画」という。）の策定状況等
- ア 労働行政運営方針及び年間計画は、管内の行政課題やこれまでの行政実績等が的確に把握・分析・評価された上で、重点指向に徹したものとなっているか。
- イ 年間計画において、重点対象における問題点を効果的かつ効率的に解消するために適切な行政手法が選択されているか。また、庁外活動業務量は最大限確保されているか。
- ウ 局は、年間計画の策定に当たって必要な指導・調整を行っているか。
- エ 局は、年間計画の進捗状況を的確に把握し、当該計画を着実に推進するために必要な指導・調整を行っているか。
- (8) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
- ア 監督指導及び個別指導は、法令・通達等に基づき適正、公正かつ斉一的なものとなっているか。
- イ 署管理者は、申告、未払賃金立替払、災害調査等各業務の処理状況を適切に管理し、早期完結に向けた指導を行っているか。
- ウ 各種指導文書、届出文書等について適切に管理されているか。
- (9) 申告処理状況
- 申告受理時の対応は適切か。また、申告処理において監督権限が厳正に行使さ

れているか。

(10) 司法処理状況

ア 重大又は悪質事案について厳正かつ積極的に司法処分が行われているか。



イ 迅速処理に向けた方策が適切にとられているか。

ウ 検察庁との意思疎通は、積極的に図られているか。

(11) 地方労働基準監察監督官制度の運営状況

地方労働基準監察制度は、平成 26 年 2 月 17 日付け基発 0217 第 1 号通達等に基づき、厳正かつ効果的に運営されているか。

(12) 労働基準監督官の資質・能力の向上に係る取組状況

ア 新任労働基準監督官の実地研修・実地訓練は適切に行われているか。また、実地訓練の修了前後等に、技能の習得状況に応じて追加訓練を実施しているか。

イ 若手の労働基準監督官の能力向上を図るための取組は十分に行われているか。

(13) 労働基準行政の施策についての情報発信の状況

(14) 各種相談員の活用状況及び委託事業の実施状況

(15) 業務の重点化、事務簡素・合理化等への取組状況

3 監察の対象署

金沢署

なお、実施時期及び担当監察官については、後日通知する。

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

5	年	保	存
機	密	性	2
平成 27 年 4 月 15 日から			
平成 32 年 4 月 14 日まで			

基発 0415 第 4 号  
平成 27 年 4 月 15 日

静岡労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

## 平成 27 年度中央労働基準監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

### 記

#### 1 中央労働基準監察の方針

中央労働基準監察（以下「中央監察」という。）は、都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）における行政運営（労災補償行政に係るものを除く。）の実態を的確に把握し、他の参考となる事例について水平展開することにより、行政活動の適正な実施とその水準の維持・向上を図るとともに、労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限の適正、公正かつ斉一的な行使を確保し、もって労働基準行政の健全性を確保するためのものである。

平成 27 年度において労働基準監督行政が全国的に取り組むべき重点課題は、平成 27 年 2 月 16 日付け基発 0216 第 1 号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」の記の 1(2)に示すとおり、①長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の徹底、②管内の労働災害の発生状況に応じた労働災害の防止、③局で策定した一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画の推進である。

本年度の中央監察は、これらの重点課題を踏まえた各対策を積極的かつ適正に推進する観点から、以下のとおり実施する。

#### 2 中央監察の重点項目

中央監察の重点項目は、次のとおりとする。

なお、以下の各重点項目に係る取組については、①総合的な労働行政を展開するという観点及びPDCAサイクルを念頭に置いた業務運営を行っているか、②各部署間の連携が図られているか、③各重点項目を適正に推進するため労働局長、労働基準部長等局幹部が必要な指導力を発揮しているかなどの視点をもって確認する。

##### (1) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策の実施状況

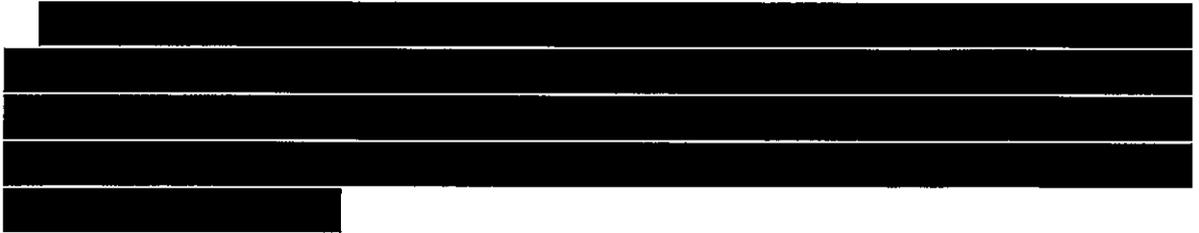
ア 時間外労働時間数が 1 か月当たり 100 時間を超えていると考えられる事業場等を的確にとらえ、全数監督を実施しているか。

- イ 監督指導時における措置は、平成 26 年 4 月 1 日付け基発 0401 第 27 号通達等に基づき適正に行われているか。
- (2) 管内の労働災害の発生状況に応じた労働災害防止対策の実施状況
- ア 第 12 次労働災害防止計画の目標達成に向け、監督担当部署と安全衛生担当部署が連携し、効果的な取組が行われているか。
- イ 産業安全及び労働衛生に係る監督指導、個別指導等は、通達等に基づき適正に行われているか。
- (3) 一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画の推進状況
- ア 一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画は着実に実施されているか。
- イ 当該各計画は、前年度の実施状況が的確に把握・分析・評価され、必要な見直し等が行われているか。
- (4) 最低賃金制度の運営状況
- ア 監督対象事業場は、基礎調査の結果、相談情報、監督指導結果の分析等から的確に選定されているか。
- イ 最低賃金の減額の特例許可制度は、適正に運用されているか。
- (5) 特定分野における労働条件の確保・改善対策の実施状況
- ア 技能実習生等外国人労働者、自動車運転者、障害者である労働者、有期契約労働者、介護労働者、派遣労働者に係る監督指導等は、通達等に基づき適正に行われているか。
- イ 相互通報、合同監督・調査等関係行政機関との連携は適切に行われているか。
- (6) 東日本大震災に関連する安全衛生及び一般労働条件対策の状況（関係局）
- (7) 労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間の監督指導計画・安全衛生業務計画（以下「年間計画」という。）の策定状況等
- ア 労働行政運営方針及び年間計画は、管内の行政課題やこれまでの行政実績等が的確に把握・分析・評価された上で、重点指向に徹したものとなっているか。
- イ 年間計画において、重点対象における問題点を効果的かつ効率的に解消するために適切な行政手法が選択されているか。また、庁外活動業務量は最大限確保されているか。
- ウ 局は、年間計画の策定に当たって必要な指導・調整を行っているか。
- エ 局は、年間計画の進捗状況を的確に把握し、当該計画を着実に推進するために必要な指導・調整を行っているか。
- (8) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
- ア 監督指導及び個別指導は、法令・通達等に基づき適正、公正かつ斉一的なものとなっているか。
- イ 署管理者は、申告、未払賃金立替払、災害調査等各業務の処理状況を適切に管理し、早期完結に向けた指導を行っているか。
- ウ 各種指導文書、届出文書等について適切に管理されているか。
- (9) 申告処理状況
- 申告受理時の対応は適切か。また、申告処理において監督権限が厳正に行使さ

れているか。

(10) 司法処理状況

ア 重大又は悪質事案について厳正かつ積極的に司法処分が行われているか。



イ 迅速処理に向けた方策が適切にとられているか。

ウ 検察庁との意思疎通は、積極的に図られているか。

(11) 地方労働基準監察監督官制度の運営状況

地方労働基準監察制度は、平成 26 年 2 月 17 日付け基発 0217 第 1 号通達等に基づき、厳正かつ効果的に運営されているか。

(12) 労働基準監督官の資質・能力の向上に係る取組状況

ア 新任労働基準監督官の現地研修・現地訓練は適切に行われているか。また、現地訓練の修了前後等に、技能の習得状況に応じて追加訓練を実施しているか。

イ 若手の労働基準監督官の能力向上を図るための取組は十分に行われているか。

(13) 労働基準行政の施策についての情報発信の状況

(14) 各種相談員の活用状況及び委託事業の実施状況

(15) 業務の重点化、事務簡素・合理化等への取組状況

3 監察の対象署

静岡署

なお、実施時期及び担当監察官については、後日通知する。

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

5	年	保	存
機	密	性	2
平成 27 年 4 月 15 日から			
平成 32 年 4 月 14 日まで			

基発 0415 第 4 号  
平成 27 年 4 月 15 日

京都労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

## 平成 27 年度中央労働基準監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

### 記

#### 1 中央労働基準監察の方針

中央労働基準監察（以下「中央監察」という。）は、都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）における行政運営（労災補償行政に係るものを除く。）の実態を的確に把握し、他の参考となる事例について水平展開することにより、行政活動の適正な実施とその水準の維持・向上を図るとともに、労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限の適正、公正かつ斉一的な行使を確保し、もって労働基準行政の健全性を確保するためのものである。

平成 27 年度において労働基準監督行政が全国的に取り組むべき重点課題は、平成 27 年 2 月 16 日付け基発 0216 第 1 号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」の記の 1(2)に示すとおり、①長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の徹底、②管内の労働災害の発生状況に応じた労働災害の防止、③局で策定した一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画の推進である。

本年度の中央監察は、これらの重点課題を踏まえた各対策を積極的かつ適正に推進する観点から、以下のとおり実施する。

#### 2 中央監察の重点項目

中央監察の重点項目は、次のとおりとする。

なお、以下の各重点項目に係る取組については、①総合的な労働行政を展開するという観点及び P D C A サイクルを念頭に置いた業務運営を行っているか、②各部署間の連携が図られているか、③各重点項目を適正に推進するため労働局長、労働基準部長等局幹部が必要な指導力を発揮しているかなどの視点をもって確認する。

##### (1) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策の実施状況

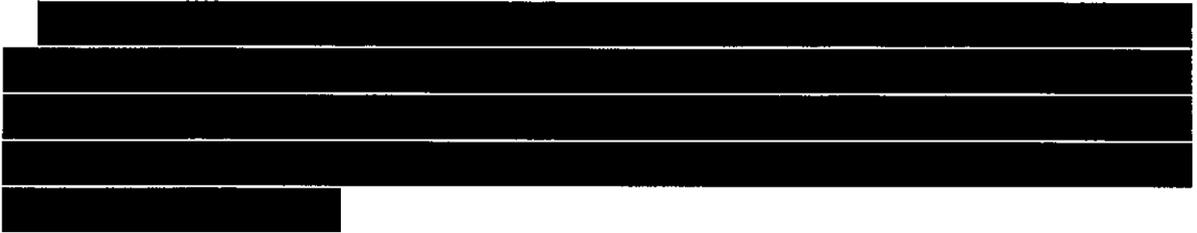
ア 時間外労働時間数が 1 か月当たり 100 時間を超えていると考えられる事業場等を的確にとらえ、全数監督を実施しているか。

- イ 監督指導時における措置は、平成 26 年 4 月 1 日付け基発 0401 第 27 号通達等に基づき適正に行われているか。
- (2) 管内の労働災害の発生状況に応じた労働災害防止対策の実施状況
- ア 第 12 次労働災害防止計画の目標達成に向け、監督担当部署と安全衛生担当部署が連携し、効果的な取組が行われているか。
- イ 産業安全及び労働衛生に係る監督指導、個別指導等は、通達等に基づき適正に行われているか。
- (3) 一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画の推進状況
- ア 一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画は着実に実施されているか。
- イ 当該各計画は、前年度の実施状況が的確に把握・分析・評価され、必要な見直し等が行われているか。
- (4) 最低賃金制度の運営状況
- ア 監督対象事業場は、基礎調査の結果、相談情報、監督指導結果の分析等から的確に選定されているか。
- イ 最低賃金の減額の特例許可制度は、適正に運用されているか。
- (5) 特定分野における労働条件の確保・改善対策の実施状況
- ア 技能実習生等外国人労働者、自動車運転者、障害者である労働者、有期契約労働者、介護労働者、派遣労働者に係る監督指導等は、通達等に基づき適正に行われているか。
- イ 相互通報、合同監督・調査等関係行政機関との連携は適切に行われているか。
- (6) 東日本大震災に関連する安全衛生及び一般労働条件対策の状況（関係局）
- (7) 労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間の監督指導計画・安全衛生業務計画（以下「年間計画」という。）の策定状況等
- ア 労働行政運営方針及び年間計画は、管内の行政課題やこれまでの行政実績等が的確に把握・分析・評価された上で、重点指向に徹したものとなっているか。
- イ 年間計画において、重点対象における問題点を効果的かつ効率的に解消するために適切な行政手法が選択されているか。また、庁外活動業務量は最大限確保されているか。
- ウ 局は、年間計画の策定に当たって必要な指導・調整を行っているか。
- エ 局は、年間計画の進捗状況を的確に把握し、当該計画を着実に推進するために必要な指導・調整を行っているか。
- (8) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
- ア 監督指導及び個別指導は、法令・通達等に基づき適正、公正かつ斉一的なものとなっているか。
- イ 署管理者は、申告、未払賃金立替払、災害調査等各業務の処理状況を適切に管理し、早期完結に向けた指導を行っているか。
- ウ 各種指導文書、届出文書等について適切に管理されているか。
- (9) 申告処理状況
- 申告受理時の対応は適切か。また、申告処理において監督権限が厳正に行使さ

れているか。

(10) 司法処理状況

ア 重大又は悪質事案について厳正かつ積極的に司法処分が行われているか。



イ 迅速処理に向けた方策が適切にとられているか。

ウ 検察庁との意思疎通は、積極的に図られているか。

(11) 地方労働基準監察監督官制度の運営状況

地方労働基準監察制度は、平成26年2月17日付け基発0217第1号通達等に基づき、厳正かつ効果的に運営されているか。

(12) 労働基準監督官の資質・能力の向上に係る取組状況

ア 新任労働基準監督官の实地研修・实地訓練は適切に行われているか。また、实地訓練の修了前後等に、技能の習得状況に応じて追加訓練を実施しているか。

イ 若手の労働基準監督官の能力向上を図るための取組は十分に行われているか。

(13) 労働基準行政の施策についての情報発信の状況

(14) 各種相談員の活用状況及び委託事業の実施状況

(15) 業務の重点化、事務簡素・合理化等への取組状況

3 監察の対象署

京都上署

なお、実施時期及び担当監察官については、後日通知する。

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

5	年	保	存
機	密	性	2
平成 27 年 4 月 15 日から			
平成 32 年 4 月 14 日まで			

基発 0415 第 4 号  
平成 27 年 4 月 15 日

大阪労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

## 平成 27 年度中央労働基準監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

### 記

#### 1 中央労働基準監察の方針

中央労働基準監察（以下「中央監察」という。）は、都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）における行政運営（労災補償行政に係るものを除く。）の実態を的確に把握し、他の参考となる事例について水平展開することにより、行政活動の適正な実施とその水準の維持・向上を図るとともに、労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限の適正、公正かつ斉一的な行使を確保し、もって労働基準行政の健全性を確保するためのものである。

平成 27 年度において労働基準監督行政が全国的に取り組むべき重点課題は、平成 27 年 2 月 16 日付け基発 0216 第 1 号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」の記の 1 (2) に示すとおり、①長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の徹底、②管内の労働災害の発生状況に応じた労働災害の防止、③局で策定した一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画の推進である。

本年度の中央監察は、これらの重点課題を踏まえた各対策を積極的かつ適正に推進する観点から、以下のとおり実施する。

#### 2 中央監察の重点項目

中央監察の重点項目は、次のとおりとする。

なお、以下の各重点項目に係る取組については、①総合的な労働行政を展開するという観点及び P D C A サイクルを念頭に置いた業務運営を行っているか、②各部署間の連携が図られているか、③各重点項目を適正に推進するため労働局長、労働基準部長等局幹部が必要な指導力を発揮しているかなどの視点をもって確認する。

##### (1) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策の実施状況

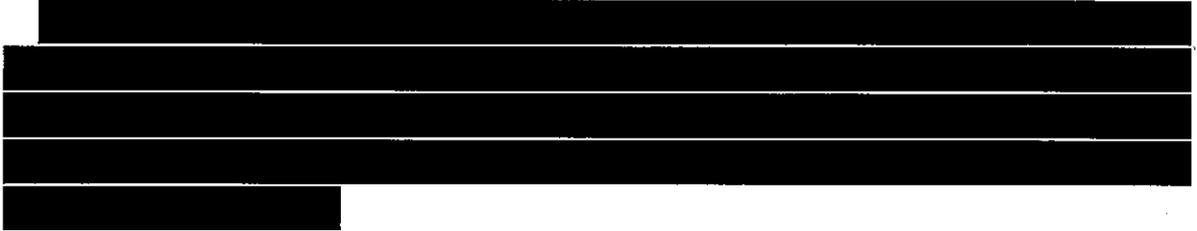
ア 時間外労働時間数が 1 か月当たり 100 時間を超えていると考えられる事業場等を的確にとらえ、全数監督を実施しているか。

- イ 監督指導時における措置は、平成 26 年 4 月 1 日付け基発 0401 第 27 号通達等に基づき適正に行われているか。
- (2) 管内の労働災害の発生状況に応じた労働災害防止対策の実施状況
- ア 第 12 次労働災害防止計画の目標達成に向け、監督担当部署と安全衛生担当部署が連携し、効果的な取組が行われているか。
- イ 産業安全及び労働衛生に係る監督指導、個別指導等は、通達等に基づき適正に行われているか。
- (3) 一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画の推進状況
- ア 一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画は着実に実施されているか。
- イ 当該各計画は、前年度の実施状況が的確に把握・分析・評価され、必要な見直し等が行われているか。
- (4) 最低賃金制度の運営状況
- ア 監督対象事業場は、基礎調査の結果、相談情報、監督指導結果の分析等から的確に選定されているか。
- イ 最低賃金の減額の特例許可制度は、適正に運用されているか。
- (5) 特定分野における労働条件の確保・改善対策の実施状況
- ア 技能実習生等外国人労働者、自動車運転者、障害者である労働者、有期契約労働者、介護労働者、派遣労働者に係る監督指導等は、通達等に基づき適正に行われているか。
- イ 相互通報、合同監督・調査等関係行政機関との連携は適切に行われているか。
- (6) 東日本大震災に関連する安全衛生及び一般労働条件対策の状況（関係局）
- (7) 労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間の監督指導計画・安全衛生業務計画（以下「年間計画」という。）の策定状況等
- ア 労働行政運営方針及び年間計画は、管内の行政課題やこれまでの行政実績等が的確に把握・分析・評価された上で、重点指向に徹したものとなっているか。
- イ 年間計画において、重点対象における問題点を効果的かつ効率的に解消するために適切な行政手法が選択されているか。また、庁外活動業務量は最大限確保されているか。
- ウ 局は、年間計画の策定に当たって必要な指導・調整を行っているか。
- エ 局は、年間計画の進捗状況を的確に把握し、当該計画を着実に推進するために必要な指導・調整を行っているか。
- (8) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
- ア 監督指導及び個別指導は、法令・通達等に基づき適正、公正かつ斉一的なものとなっているか。
- イ 署管理者は、申告、未払賃金立替払、災害調査等各業務の処理状況を適切に管理し、早期完結に向けた指導を行っているか。
- ウ 各種指導文書、届出文書等について適切に管理されているか。
- (9) 申告処理状況
- 申告受理時の対応は適切か。また、申告処理において監督権限が厳正に行使さ

れているか。

(10) 司法処理状況

ア 重大又は悪質事案について厳正かつ積極的に司法処分が行われているか。



イ 迅速処理に向けた方策が適切にとられているか。

ウ 検察庁との意思疎通は、積極的に図られているか。

(11) 地方労働基準監察監督官制度の運営状況

地方労働基準監察制度は、平成 26 年 2 月 17 日付け基発 0217 第 1 号通達等に基づき、厳正かつ効果的に運営されているか。

(12) 労働基準監督官の資質・能力の向上に係る取組状況

ア 新任労働基準監督官の現地研修・現地訓練は適切に行われているか。また、現地訓練の修了前後等に、技能の習得状況に応じて追加訓練を実施しているか。

イ 若手の労働基準監督官の能力向上を図るための取組は十分に行われているか。

(13) 労働基準行政の施策についての情報発信の状況

(14) 各種相談員の活用状況及び委託事業の実施状況

(15) 業務の重点化、事務簡素・合理化等への取組状況

3 監察の対象署

天満署、東大阪署

なお、実施時期及び担当監察官については、後日通知する。

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

5	年	保	存
機	密	性	2
平成 27 年 4 月 15 日から			
平成 32 年 4 月 14 日まで			

基発 0415 第 4 号  
平成 27 年 4 月 15 日

和歌山労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

## 平成 27 年度中央労働基準監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

### 記

#### 1 中央労働基準監察の方針

中央労働基準監察（以下「中央監察」という。）は、都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）における行政運営（労災補償行政に係るものを除く。）の実態を的確に把握し、他の参考となる事例について水平展開することにより、行政活動の適正な実施とその水準の維持・向上を図るとともに、労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限の適正、公正かつ斉一的な行使を確保し、もって労働基準行政の健全性を確保するためのものである。

平成 27 年度において労働基準監督行政が全国的に取り組むべき重点課題は、平成 27 年 2 月 16 日付け基発 0216 第 1 号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」の記の 1 (2) に示すとおり、①長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の徹底、②管内の労働災害の発生状況に応じた労働災害の防止、③局で策定した一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画の推進である。

本年度の中央監察は、これらの重点課題を踏まえた各対策を積極的かつ適正に推進する観点から、以下のとおり実施する。

#### 2 中央監察の重点項目

中央監察の重点項目は、次のとおりとする。

なお、以下の各重点項目に係る取組については、①総合的な労働行政を展開するという観点及び P D C A サイクルを念頭に置いた業務運営を行っているか、②各部署間の連携が図られているか、③各重点項目を適正に推進するため労働局長、労働基準部長等局幹部が必要な指導力を発揮しているかなどの視点をもって確認する。

##### (1) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策の実施状況

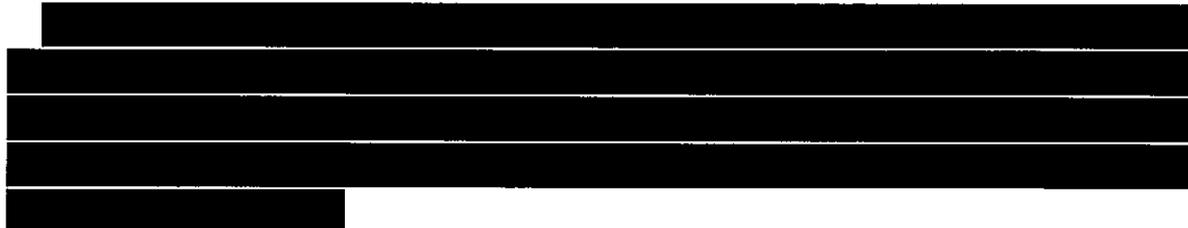
ア 時間外労働時間数が 1 か月当たり 100 時間を超えていると考えられる事業場等を的確にとらえ、全数監督を実施しているか。

- イ 監督指導時における措置は、平成 26 年 4 月 1 日付け基発 0401 第 27 号通達等に基づき適正に行われているか。
- (2) 管内の労働災害の発生状況に応じた労働災害防止対策の実施状況
  - ア 第 12 次労働災害防止計画の目標達成に向け、監督担当部署と安全衛生担当部署が連携し、効果的な取組が行われているか。
  - イ 産業安全及び労働衛生に係る監督指導、個別指導等は、通達等に基づき適正に行われているか。
- (3) 一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画の推進状況
  - ア 一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画は着実に実施されているか。
  - イ 当該各計画は、前年度の実施状況が的確に把握・分析・評価され、必要な見直し等が行われているか。
- (4) 最低賃金制度の運営状況
  - ア 監督対象事業場は、基礎調査の結果、相談情報、監督指導結果の分析等から的確に選定されているか。
  - イ 最低賃金の減額の特例許可制度は、適正に運用されているか。
- (5) 特定分野における労働条件の確保・改善対策の実施状況
  - ア 技能実習生等外国人労働者、自動車運転者、障害者である労働者、有期契約労働者、介護労働者、派遣労働者に係る監督指導等は、通達等に基づき適正に行われているか。
  - イ 相互通報、合同監督・調査等関係行政機関との連携は適切に行われているか。
- (6) 東日本大震災に関連する安全衛生及び一般労働条件対策の状況（関係局）
- (7) 労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間の監督指導計画・安全衛生業務計画（以下「年間計画」という。）の策定状況等
  - ア 労働行政運営方針及び年間計画は、管内の行政課題やこれまでの行政実績等が的確に把握・分析・評価された上で、重点指向に徹したものとなっているか。
  - イ 年間計画において、重点対象における問題点を効果的かつ効率的に解消するために適切な行政手法が選択されているか。また、庁外活動業務量は最大限確保されているか。
  - ウ 局は、年間計画の策定に当たって必要な指導・調整を行っているか。
  - エ 局は、年間計画の進捗状況を的確に把握し、当該計画を着実に推進するために必要な指導・調整を行っているか。
- (8) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
  - ア 監督指導及び個別指導は、法令・通達等に基づき適正、公正かつ斉一的なものとなっているか。
  - イ 署管理者は、申告、未払賃金立替払、災害調査等各業務の処理状況を適切に管理し、早期完結に向けた指導を行っているか。
  - ウ 各種指導文書、届出文書等について適切に管理されているか。
- (9) 申告処理状況
  - 申告受理時の対応は適切か。また、申告処理において監督権限が厳正に行使さ

れているか。

(10) 司法処理状況

ア 重大又は悪質事案について厳正かつ積極的に司法処分が行われているか。



イ 迅速処理に向けた方策が適切にとられているか。

ウ 検察庁との意思疎通は、積極的に図られているか。

(11) 地方労働基準監察監督官制度の運営状況

地方労働基準監察制度は、平成 26 年 2 月 17 日付け基発 0217 第 1 号通達等に基づき、厳正かつ効果的に運営されているか。

(12) 労働基準監督官の資質・能力の向上に係る取組状況

ア 新任労働基準監督官の現地研修・現地訓練は適切に行われているか。また、現地訓練の修了前後等に、技能の習得状況に応じて追加訓練を実施しているか。

イ 若手の労働基準監督官の能力向上を図るための取組は十分に行われているか。

(13) 労働基準行政の施策についての情報発信の状況

(14) 各種相談員の活用状況及び委託事業の実施状況

(15) 業務の重点化、事務簡素・合理化等への取組状況

3 監察の対象署

和歌山署

なお、実施時期及び担当監察官については、後日通知する。

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

5	年	保	存
機	密	性	2
平成 27 年 4 月 15 日から 平成 32 年 4 月 14 日まで			

基発 0415 第 4 号  
平成 27 年 4 月 15 日

広島労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

## 平成 27 年度中央労働基準監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

### 記

#### 1 中央労働基準監察の方針

中央労働基準監察（以下「中央監察」という。）は、都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）における行政運営（労災補償行政に係るものを除く。）の実態を的確に把握し、他の参考となる事例について水平展開することにより、行政活動の適正な実施とその水準の維持・向上を図るとともに、労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限の適正、公正かつ斉一的な行使を確保し、もって労働基準行政の健全性を確保するためのものである。

平成 27 年度において労働基準監督行政が全国的に取り組むべき重点課題は、平成 27 年 2 月 16 日付け基発 0216 第 1 号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」の記の 1(2)に示すとおり、①長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の徹底、②管内の労働災害の発生状況に応じた労働災害の防止、③局で策定した一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画の推進である。

本年度の中央監察は、これらの重点課題を踏まえた各対策を積極的かつ適正に推進する観点から、以下のとおり実施する。

#### 2 中央監察の重点項目

中央監察の重点項目は、次のとおりとする。

なお、以下の各重点項目に係る取組については、①総合的な労働行政を展開するという観点及び P D C A サイクルを念頭に置いた業務運営を行っているか、②各部署間の連携が図られているか、③各重点項目を適正に推進するため労働局長、労働基準部長等局幹部が必要な指導力を発揮しているかなどの視点をもって確認する。

##### (1) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策の実施状況

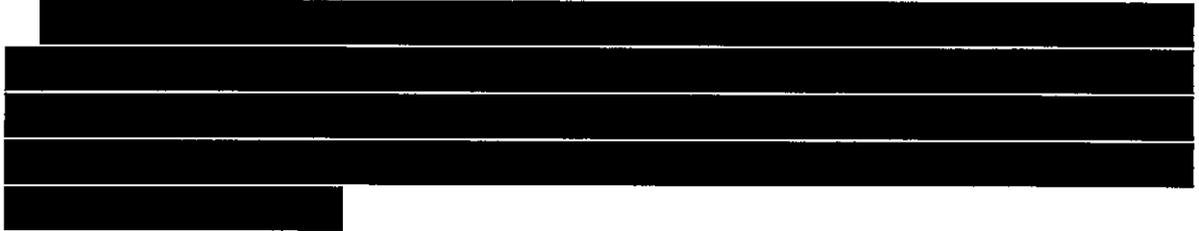
ア 時間外労働時間数が 1 か月当たり 100 時間を超えていると考えられる事業場等を的確にとらえ、全数監督を実施しているか。

- イ 監督指導時における措置は、平成 26 年 4 月 1 日付け基発 0401 第 27 号通達等に基づき適正に行われているか。
- (2) 管内の労働災害の発生状況に応じた労働災害防止対策の実施状況
- ア 第 12 次労働災害防止計画の目標達成に向け、監督担当部署と安全衛生担当部署が連携し、効果的な取組が行われているか。
- イ 産業安全及び労働衛生に係る監督指導、個別指導等は、通達等に基づき適正に行われているか。
- (3) 一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画の推進状況
- ア 一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画は着実に実施されているか。
- イ 当該各計画は、前年度の実施状況が的確に把握・分析・評価され、必要な見直し等が行われているか。
- (4) 最低賃金制度の運営状況
- ア 監督対象事業場は、基礎調査の結果、相談情報、監督指導結果の分析等から的確に選定されているか。
- イ 最低賃金の減額の特例許可制度は、適正に運用されているか。
- (5) 特定分野における労働条件の確保・改善対策の実施状況
- ア 技能実習生等外国人労働者、自動車運転者、障害者である労働者、有期契約労働者、介護労働者、派遣労働者に係る監督指導等は、通達等に基づき適正に行われているか。
- イ 相互通報、合同監督・調査等関係行政機関との連携は適切に行われているか。
- (6) 東日本大震災に関連する安全衛生及び一般労働条件対策の状況（関係局）
- (7) 労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間の監督指導計画・安全衛生業務計画（以下「年間計画」という。）の策定状況等
- ア 労働行政運営方針及び年間計画は、管内の行政課題やこれまでの行政実績等が的確に把握・分析・評価された上で、重点指向に徹したものとなっているか。
- イ 年間計画において、重点対象における問題点を効果的かつ効率的に解消するために適切な行政手法が選択されているか。また、庁外活動業務量は最大限確保されているか。
- ウ 局は、年間計画の策定に当たって必要な指導・調整を行っているか。
- エ 局は、年間計画の進捗状況を的確に把握し、当該計画を着実に推進するために必要な指導・調整を行っているか。
- (8) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
- ア 監督指導及び個別指導は、法令・通達等に基づき適正、公正かつ斉一的なものとなっているか。
- イ 署管理者は、申告、未払賃金立替払、災害調査等各業務の処理状況を適切に管理し、早期完結に向けた指導を行っているか。
- ウ 各種指導文書、届出文書等について適切に管理されているか。
- (9) 申告処理状況
- 申告受理時の対応は適切か。また、申告処理において監督権限が厳正に行使さ

れているか。

(10) 司法処理状況

ア 重大又は悪質事案について厳正かつ積極的に司法処分が行われているか。



イ 迅速処理に向けた方策が適切にとられているか。

ウ 検察庁との意思疎通は、積極的に図られているか。

(11) 地方労働基準監察監督官制度の運営状況

地方労働基準監察制度は、平成 26 年 2 月 17 日付け基発 0217 第 1 号通達等に基づき、厳正かつ効果的に運営されているか。

(12) 労働基準監督官の資質・能力の向上に係る取組状況

ア 新任労働基準監督官の現地研修・現地訓練は適切に行われているか。また、現地訓練の修了前後等に、技能の習得状況に応じて追加訓練を実施しているか。

イ 若手の労働基準監督官の能力向上を図るための取組は十分に行われているか。

(13) 労働基準行政の施策についての情報発信の状況

(14) 各種相談員の活用状況及び委託事業の実施状況

(15) 業務の重点化、事務簡素・合理化等への取組状況

3 監察の対象署

福山署

なお、実施時期及び担当監察官については、後日通知する。

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

5	年	保	存
機	密	性	2
平成 27 年 4 月 15 日 から			
平成 32 年 4 月 14 日まで			

基発 0415 第 4 号  
平成 27 年 4 月 15 日

山口労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

## 平成 27 年度中央労働基準監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

### 記

#### 1 中央労働基準監察の方針

中央労働基準監察（以下「中央監察」という。）は、都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）における行政運営（労災補償行政に係るものを除く。）の実態を的確に把握し、他の参考となる事例について水平展開することにより、行政活動の適正な実施とその水準の維持・向上を図るとともに、労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限の適正、公正かつ斉一的な行使を確保し、もって労働基準行政の健全性を確保するためのものである。

平成 27 年度において労働基準監督行政が全国的に取り組むべき重点課題は、平成 27 年 2 月 16 日付け基発 0216 第 1 号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」の記の 1 (2) に示すとおり、①長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の徹底、②管内の労働災害の発生状況に応じた労働災害の防止、③局で策定した一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画の推進である。

本年度の中央監察は、これらの重点課題を踏まえた各対策を積極的かつ適正に推進する観点から、以下のとおり実施する。

#### 2 中央監察の重点項目

中央監察の重点項目は、次のとおりとする。

なお、以下の各重点項目に係る取組については、①総合的な労働行政を展開するという観点及び PDCA サイクルを念頭に置いた業務運営を行っているか、②各部署間の連携が図られているか、③各重点項目を適正に推進するため労働局長、労働基準部長等局幹部が必要な指導力を発揮しているかなどの視点をもって確認する。

##### (1) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策の実施状況

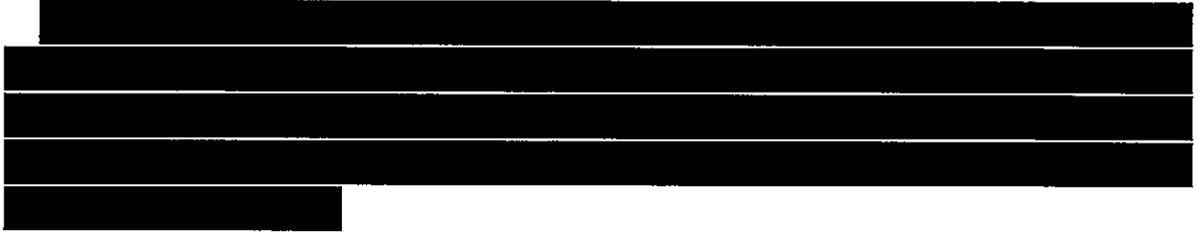
ア 時間外労働時間数が 1 か月当たり 100 時間を超えていると考えられる事業場等を的確にとらえ、全数監督を実施しているか。

- イ 監督指導時における措置は、平成 26 年 4 月 1 日付け基発 0401 第 27 号通達等に基づき適正に行われているか。
- (2) 管内の労働災害の発生状況に応じた労働災害防止対策の実施状況
- ア 第 12 次労働災害防止計画の目標達成に向け、監督担当部署と安全衛生担当部署が連携し、効果的な取組が行われているか。
- イ 産業安全及び労働衛生に係る監督指導、個別指導等は、通達等に基づき適正に行われているか。
- (3) 一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画の推進状況
- ア 一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画は着実に実施されているか。
- イ 当該各計画は、前年度の実施状況が的確に把握・分析・評価され、必要な見直し等が行われているか。
- (4) 最低賃金制度の運営状況
- ア 監督対象事業場は、基礎調査の結果、相談情報、監督指導結果の分析等から的確に選定されているか。
- イ 最低賃金の減額の特例許可制度は、適正に運用されているか。
- (5) 特定分野における労働条件の確保・改善対策の実施状況
- ア 技能実習生等外国人労働者、自動車運転者、障害者である労働者、有期契約労働者、介護労働者、派遣労働者に係る監督指導等は、通達等に基づき適正に行われているか。
- イ 相互通報、合同監督・調査等関係行政機関との連携は適切に行われているか。
- (6) 東日本大震災に関連する安全衛生及び一般労働条件対策の状況（関係局）
- (7) 労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間の監督指導計画・安全衛生業務計画（以下「年間計画」という。）の策定状況等
- ア 労働行政運営方針及び年間計画は、管内の行政課題やこれまでの行政実績等が的確に把握・分析・評価された上で、重点指向に徹したものとなっているか。
- イ 年間計画において、重点対象における問題点を効果的かつ効率的に解消するために適切な行政手法が選択されているか。また、庁外活動業務量は最大限確保されているか。
- ウ 局は、年間計画の策定に当たって必要な指導・調整を行っているか。
- エ 局は、年間計画の進捗状況を的確に把握し、当該計画を着実に推進するために必要な指導・調整を行っているか。
- (8) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
- ア 監督指導及び個別指導は、法令・通達等に基づき適正、公正かつ斉一的なものとなっているか。
- イ 署管理者は、申告、未払賃金立替払、災害調査等各業務の処理状況を適切に管理し、早期完結に向けた指導を行っているか。
- ウ 各種指導文書、届出文書等について適切に管理されているか。
- (9) 申告処理状況
- 申告受理時の対応は適切か。また、申告処理において監督権限が厳正に行使さ

れているか。

(10) 司法処理状況

ア 重大又は悪質事案について厳正かつ積極的に司法処分が行われているか。



イ 迅速処理に向けた方策が適切にとられているか。

ウ 検察庁との意思疎通は、積極的に図られているか。

(11) 地方労働基準監察監督官制度の運営状況

地方労働基準監察制度は、平成 26 年 2 月 17 日付け基発 0217 第 1 号通達等に基づき、厳正かつ効果的に運営されているか。

(12) 労働基準監督官の資質・能力の向上に係る取組状況

ア 新任労働基準監督官の実地研修・実地訓練は適切に行われているか。また、実地訓練の修了前後等に、技能の習得状況に応じて追加訓練を実施しているか。

イ 若手の労働基準監督官の能力向上を図るための取組は十分に行われているか。

(13) 労働基準行政の施策についての情報発信の状況

(14) 各種相談員の活用状況及び委託事業の実施状況

(15) 業務の重点化、事務簡素・合理化等への取組状況

3 監察の対象署

山口署

なお、実施時期及び担当監察官については、後日通知する。

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

5	年	保	存
機	密	性	2
平成 27 年 4 月 15 日から			
平成 32 年 4 月 14 日まで			

基発 0415 第 4 号  
平成 27 年 4 月 15 日

徳島労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

## 平成 27 年度中央労働基準監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

### 記

#### 1 中央労働基準監察の方針

中央労働基準監察（以下「中央監察」という。）は、都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）における行政運営（労災補償行政に係るものを除く。）の実態を的確に把握し、他の参考となる事例について水平展開することにより、行政活動の適正な実施とその水準の維持・向上を図るとともに、労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限の適正、公正かつ斉一的な行使を確保し、もって労働基準行政の健全性を確保するためのものである。

平成 27 年度において労働基準監督行政が全国的に取り組むべき重点課題は、平成 27 年 2 月 16 日付け基発 0216 第 1 号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」の記の 1(2)に示すとおり、①長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の徹底、②管内の労働災害の発生状況に応じた労働災害の防止、③局で策定した一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画の推進である。

本年度の中央監察は、これらの重点課題を踏まえた各対策を積極的かつ適正に推進する観点から、以下のとおり実施する。

#### 2 中央監察の重点項目

中央監察の重点項目は、次のとおりとする。

なお、以下の各重点項目に係る取組については、①総合的な労働行政を展開するという観点及び P D C A サイクルを念頭に置いた業務運営を行っているか、②各部署間の連携が図られているか、③各重点項目を適正に推進するため労働局長、労働基準部長等局幹部が必要な指導力を発揮しているかなどの視点をもって確認する。

##### (1) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策の実施状況

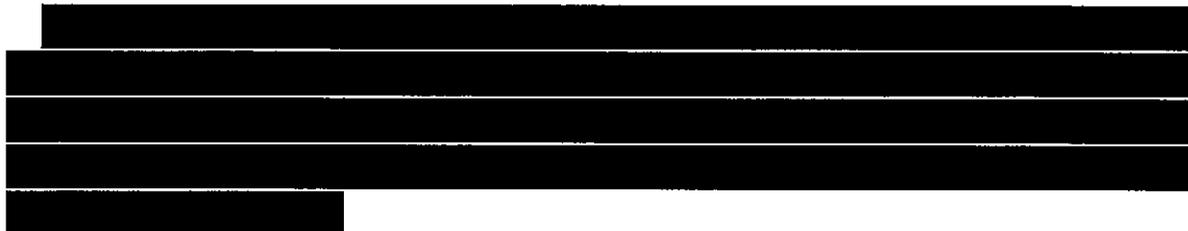
ア 時間外労働時間数が 1 か月当たり 100 時間を超えていると考えられる事業場等を的確にとらえ、全数監督を実施しているか。

- イ 監督指導時における措置は、平成 26 年 4 月 1 日付け基発 0401 第 27 号通達等に基づき適正に行われているか。
- (2) 管内の労働災害の発生状況に応じた労働災害防止対策の実施状況
- ア 第 12 次労働災害防止計画の目標達成に向け、監督担当部署と安全衛生担当部署が連携し、効果的な取組が行われているか。
- イ 産業安全及び労働衛生に係る監督指導、個別指導等は、通達等に基づき適正に行われているか。
- (3) 一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画の推進状況
- ア 一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画は着実に実施されているか。
- イ 当該各計画は、前年度の実施状況が的確に把握・分析・評価され、必要な見直し等が行われているか。
- (4) 最低賃金制度の運営状況
- ア 監督対象事業場は、基礎調査の結果、相談情報、監督指導結果の分析等から的確に選定されているか。
- イ 最低賃金の減額の特例許可制度は、適正に運用されているか。
- (5) 特定分野における労働条件の確保・改善対策の実施状況
- ア 技能実習生等外国人労働者、自動車運転者、障害者である労働者、有期契約労働者、介護労働者、派遣労働者に係る監督指導等は、通達等に基づき適正に行われているか。
- イ 相互通報、合同監督・調査等関係行政機関との連携は適切に行われているか。
- (6) 東日本大震災に関連する安全衛生及び一般労働条件対策の状況（関係局）
- (7) 労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間の監督指導計画・安全衛生業務計画（以下「年間計画」という。）の策定状況等
- ア 労働行政運営方針及び年間計画は、管内の行政課題やこれまでの行政実績等が的確に把握・分析・評価された上で、重点指向に徹したものとなっているか。
- イ 年間計画において、重点対象における問題点を効果的かつ効率的に解消するために適切な行政手法が選択されているか。また、庁外活動業務量は最大限確保されているか。
- ウ 局は、年間計画の策定に当たって必要な指導・調整を行っているか。
- エ 局は、年間計画の進捗状況を的確に把握し、当該計画を着実に推進するために必要な指導・調整を行っているか。
- (8) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
- ア 監督指導及び個別指導は、法令・通達等に基づき適正、公正かつ斉一的なものとなっているか。
- イ 署管理者は、申告、未払賃金立替払、災害調査等各業務の処理状況を適切に管理し、早期完結に向けた指導を行っているか。
- ウ 各種指導文書、届出文書等について適切に管理されているか。
- (9) 申告処理状況
- 申告受理時の対応は適切か。また、申告処理において監督権限が厳正に行使さ

れているか。

(10) 司法処理状況

ア 重大又は悪質事案について厳正かつ積極的に司法処分が行われているか。



イ 迅速処理に向けた方策が適切にとられているか。

ウ 検察庁との意思疎通は、積極的に図られているか。

(11) 地方労働基準監察監督官制度の運営状況

地方労働基準監察制度は、平成26年2月17日付け基発0217第1号通達等に基づき、厳正かつ効果的に運営されているか。

(12) 労働基準監督官の資質・能力の向上に係る取組状況

ア 新任労働基準監督官の現地研修・現地訓練は適切に行われているか。また、現地訓練の修了前後等に、技能の習得状況に応じて追加訓練を実施しているか。

イ 若手の労働基準監督官の能力向上を図るための取組は十分に行われているか。

(13) 労働基準行政の施策についての情報発信の状況

(14) 各種相談員の活用状況及び委託事業の実施状況

(15) 業務の重点化、事務簡素・合理化等への取組状況

3 監察の対象署

徳島署

なお、実施時期及び担当監察官については、後日通知する。

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

5	年	保	存
機	密	性	2
平成 27 年 4 月 15 日から			
平成 32 年 4 月 14 日まで			

基発 0415 第 4 号  
平成 27 年 4 月 15 日

高知労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

## 平成 27 年度中央労働基準監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

### 記

#### 1 中央労働基準監察の方針

中央労働基準監察（以下「中央監察」という。）は、都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）における行政運営（労災補償行政に係るものを除く。）の実態を的確に把握し、他の参考となる事例について水平展開することにより、行政活動の適正な実施とその水準の維持・向上を図るとともに、労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限の適正、公正かつ斉一的な行使を確保し、もって労働基準行政の健全性を確保するためのものである。

平成 27 年度において労働基準監督行政が全国的に取り組むべき重点課題は、平成 27 年 2 月 16 日付け基発 0216 第 1 号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」の記の 1 (2) に示すとおり、①長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の徹底、②管内の労働災害の発生状況に応じた労働災害の防止、③局で策定した一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画の推進である。

本年度の中央監察は、これらの重点課題を踏まえた各対策を積極的かつ適正に推進する観点から、以下のとおり実施する。

#### 2 中央監察の重点項目

中央監察の重点項目は、次のとおりとする。

なお、以下の各重点項目に係る取組については、①総合的な労働行政を展開するという観点及び P D C A サイクルを念頭に置いた業務運営を行っているか、②各部署間の連携が図られているか、③各重点項目を適正に推進するため労働局長、労働基準部長等局幹部が必要な指導力を発揮しているかなどの視点をもって確認する。

##### (1) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策の実施状況

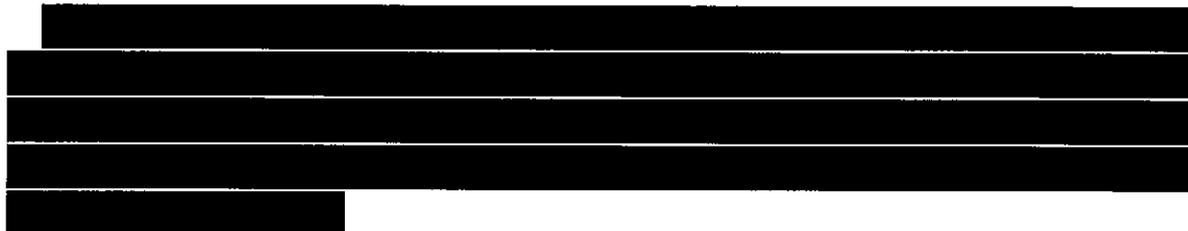
ア 時間外労働時間数が 1 か月当たり 100 時間を超えていると考えられる事業場等を的確にとらえ、全数監督を実施しているか。

- イ 監督指導時における措置は、平成 26 年 4 月 1 日付け基発 0401 第 27 号通達等に基づき適正に行われているか。
- (2) 管内の労働災害の発生状況に応じた労働災害防止対策の実施状況
- ア 第 12 次労働災害防止計画の目標達成に向け、監督担当部署と安全衛生担当部署が連携し、効果的な取組が行われているか。
- イ 産業安全及び労働衛生に係る監督指導、個別指導等は、通達等に基づき適正に行われているか。
- (3) 一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画の推進状況
- ア 一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画は着実に実施されているか。
- イ 当該各計画は、前年度の実施状況が的確に把握・分析・評価され、必要な見直し等が行われているか。
- (4) 最低賃金制度の運営状況
- ア 監督対象事業場は、基礎調査の結果、相談情報、監督指導結果の分析等から的確に選定されているか。
- イ 最低賃金の減額の特例許可制度は、適正に運用されているか。
- (5) 特定分野における労働条件の確保・改善対策の実施状況
- ア 技能実習生等外国人労働者、自動車運転者、障害者である労働者、有期契約労働者、介護労働者、派遣労働者に係る監督指導等は、通達等に基づき適正に行われているか。
- イ 相互通報、合同監督・調査等関係行政機関との連携は適切に行われているか。
- (6) 東日本大震災に関連する安全衛生及び一般労働条件対策の状況（関係局）
- (7) 労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間の監督指導計画・安全衛生業務計画（以下「年間計画」という。）の策定状況等
- ア 労働行政運営方針及び年間計画は、管内の行政課題やこれまでの行政実績等が的確に把握・分析・評価された上で、重点指向に徹したものとなっているか。
- イ 年間計画において、重点対象における問題点を効果的かつ効率的に解消するために適切な行政手法が選択されているか。また、庁外活動業務量は最大限確保されているか。
- ウ 局は、年間計画の策定に当たって必要な指導・調整を行っているか。
- エ 局は、年間計画の進捗状況を的確に把握し、当該計画を着実に推進するために必要な指導・調整を行っているか。
- (8) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
- ア 監督指導及び個別指導は、法令・通達等に基づき適正、公正かつ斉一的なものとなっているか。
- イ 署管理者は、申告、未払賃金立替払、災害調査等各業務の処理状況を適切に管理し、早期完結に向けた指導を行っているか。
- ウ 各種指導文書、届出文書等について適切に管理されているか。
- (9) 申告処理状況
- 申告受理時の対応は適切か。また、申告処理において監督権限が厳正に行使さ

れているか。

(10) 司法処理状況

ア 重大又は悪質事案について厳正かつ積極的に司法処分が行われているか。



イ 迅速処理に向けた方策が適切にとられているか。

ウ 検察庁との意思疎通は、積極的に図られているか。

(11) 地方労働基準監察監督官制度の運営状況

地方労働基準監察制度は、平成 26 年 2 月 17 日付け基発 0217 第 1 号通達等に基づき、厳正かつ効果的に運営されているか。

(12) 労働基準監督官の資質・能力の向上に係る取組状況

ア 新任労働基準監督官の現地研修・現地訓練は適切に行われているか。また、現地訓練の修了前後等に、技能の習得状況に応じて追加訓練を実施しているか。

イ 若手の労働基準監督官の能力向上を図るための取組は十分に行われているか。

(13) 労働基準行政の施策についての情報発信の状況

(14) 各種相談員の活用状況及び委託事業の実施状況

(15) 業務の重点化、事務簡素・合理化等への取組状況

3 監察の対象署

高知署

なお、実施時期及び担当監察官については、後日通知する。

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

5	年	保	存
機	密	性	2
平成 27 年 4 月 15 日 から			
平成 32 年 4 月 14 日まで			

基 発 0415 第 4 号  
平成 27 年 4 月 15 日

福岡労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

## 平成 27 年度中央労働基準監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

### 記

#### 1 中央労働基準監察の方針

中央労働基準監察（以下「中央監察」という。）は、都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）における行政運営（労災補償行政に係るものを除く。）の実態を的確に把握し、他の参考となる事例について水平展開することにより、行政活動の適正な実施とその水準の維持・向上を図るとともに、労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限の適正、公正かつ斉一的な行使を確保し、もって労働基準行政の健全性を確保するためのものである。

平成 27 年度において労働基準監督行政が全国的に取り組むべき重点課題は、平成 27 年 2 月 16 日付け基発 0216 第 1 号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」の記の 1(2)に示すとおり、①長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の徹底、②管内の労働災害の発生状況に応じた労働災害の防止、③局で策定した一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画の推進である。

本年度の中央監察は、これらの重点課題を踏まえた各対策を積極的かつ適正に推進する観点から、以下のとおり実施する。

#### 2 中央監察の重点項目

中央監察の重点項目は、次のとおりとする。

なお、以下の各重点項目に係る取組については、①総合的な労働行政を展開するという観点及び P D C A サイクルを念頭に置いた業務運営を行っているか、②各部署間の連携が図られているか、③各重点項目を適正に推進するため労働局長、労働基準部長等局幹部が必要な指導力を発揮しているかなどの視点をもって確認する。

##### (1) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策の実施状況

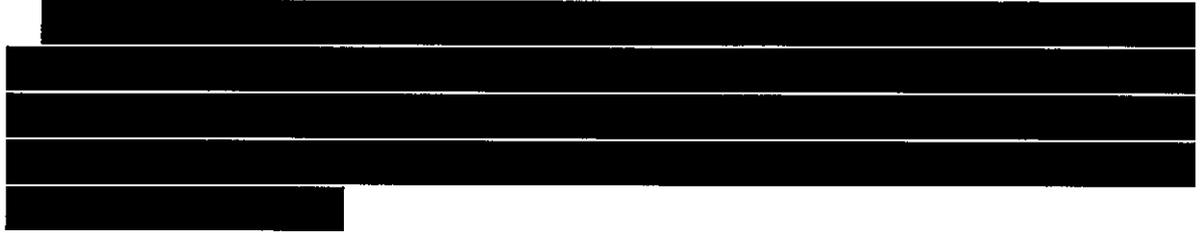
ア 時間外労働時間数が 1 か月当たり 100 時間を超えていると考えられる事業場等を的確にとらえ、全数監督を実施しているか。

- イ 監督指導時における措置は、平成 26 年 4 月 1 日付け基発 0401 第 27 号通達等に基づき適正に行われているか。
- (2) 管内の労働災害の発生状況に応じた労働災害防止対策の実施状況
  - ア 第 12 次労働災害防止計画の目標達成に向け、監督担当部署と安全衛生担当部署が連携し、効果的な取組が行われているか。
  - イ 産業安全及び労働衛生に係る監督指導、個別指導等は、通達等に基づき適正に行われているか。
- (3) 一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画の推進状況
  - ア 一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画は着実に実施されているか。
  - イ 当該各計画は、前年度の実施状況が的確に把握・分析・評価され、必要な見直し等が行われているか。
- (4) 最低賃金制度の運営状況
  - ア 監督対象事業場は、基礎調査の結果、相談情報、監督指導結果の分析等から的確に選定されているか。
  - イ 最低賃金の減額の特例許可制度は、適正に運用されているか。
- (5) 特定分野における労働条件の確保・改善対策の実施状況
  - ア 技能実習生等外国人労働者、自動車運転者、障害者である労働者、有期契約労働者、介護労働者、派遣労働者に係る監督指導等は、通達等に基づき適正に行われているか。
  - イ 相互通報、合同監督・調査等関係行政機関との連携は適切に行われているか。
- (6) 東日本大震災に関連する安全衛生及び一般労働条件対策の状況（関係局）
- (7) 労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間の監督指導計画・安全衛生業務計画（以下「年間計画」という。）の策定状況等
  - ア 労働行政運営方針及び年間計画は、管内の行政課題やこれまでの行政実績等が的確に把握・分析・評価された上で、重点指向に徹したものとなっているか。
  - イ 年間計画において、重点対象における問題点を効果的かつ効率的に解消するために適切な行政手法が選択されているか。また、庁外活動業務量は最大限確保されているか。
  - ウ 局は、年間計画の策定に当たって必要な指導・調整を行っているか。
  - エ 局は、年間計画の進捗状況を的確に把握し、当該計画を着実に推進するために必要な指導・調整を行っているか。
- (8) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
  - ア 監督指導及び個別指導は、法令・通達等に基づき適正、公正かつ斉一的なものとなっているか。
  - イ 署管理者は、申告、未払賃金立替払、災害調査等各業務の処理状況を適切に管理し、早期完結に向けた指導を行っているか。
  - ウ 各種指導文書、届出文書等について適切に管理されているか。
- (9) 申告処理状況
  - 申告受理時の対応は適切か。また、申告処理において監督権限が厳正に行使さ

れているか。

(10) 司法処理状況

ア 重大又は悪質事案について厳正かつ積極的に司法処分が行われているか。



イ 迅速処理に向けた方策が適切にとられているか。

ウ 検察庁との意思疎通は、積極的に図られているか。

(11) 地方労働基準監察監督官制度の運営状況

地方労働基準監察制度は、平成 26 年 2 月 17 日付け基発 0217 第 1 号通達等に基づき、厳正かつ効果的に運営されているか。

(12) 労働基準監督官の資質・能力の向上に係る取組状況

ア 新任労働基準監督官の現地研修・現地訓練は適切に行われているか。また、現地訓練の修了前後等に、技能の習得状況に応じて追加訓練を実施しているか。

イ 若手の労働基準監督官の能力向上を図るための取組は十分に行われているか。

(13) 労働基準行政の施策についての情報発信の状況

(14) 各種相談員の活用状況及び委託事業の実施状況

(15) 業務の重点化、事務簡素・合理化等への取組状況

3 監察の対象署

北九州西署、福岡東署

なお、実施時期及び担当監察官については、後日通知する。

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

5	年	保	存
機	密	性	2
平成 27 年 4 月 15 日から			
平成 32 年 4 月 14 日まで			

基発 0415 第 4 号  
平成 27 年 4 月 15 日

熊本労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

## 平成 27 年度中央労働基準監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

### 記

#### 1 中央労働基準監察の方針

中央労働基準監察（以下「中央監察」という。）は、都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）における行政運営（労災補償行政に係るものを除く。）の実態を的確に把握し、他の参考となる事例について水平展開することにより、行政活動の適正な実施とその水準の維持・向上を図るとともに、労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限の適正、公正かつ斉一的な行使を確保し、もって労働基準行政の健全性を確保するためのものである。

平成 27 年度において労働基準監督行政が全国的に取り組むべき重点課題は、平成 27 年 2 月 16 日付け基発 0216 第 1 号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」の記の 1 (2) に示すとおり、①長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の徹底、②管内の労働災害の発生状況に応じた労働災害の防止、③局で策定した一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画の推進である。

本年度の中央監察は、これらの重点課題を踏まえた各対策を積極的かつ適正に推進する観点から、以下のとおり実施する。

#### 2 中央監察の重点項目

中央監察の重点項目は、次のとおりとする。

なお、以下の各重点項目に係る取組については、①総合的な労働行政を展開するという観点及び PDCA サイクルを念頭に置いた業務運営を行っているか、②各部署間の連携が図られているか、③各重点項目を適正に推進するため労働局長、労働基準部長等局幹部が必要な指導力を発揮しているかなどの視点をもって確認する。

##### (1) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策の実施状況

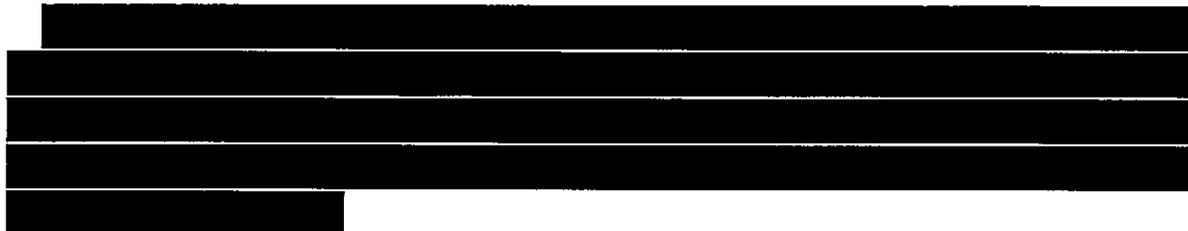
ア 時間外労働時間数が 1 か月当たり 100 時間を超えていると考えられる事業場等を的確にとらえ、全数監督を実施しているか。

- イ 監督指導時における措置は、平成 26 年 4 月 1 日付け基発 0401 第 27 号通達等に基づき適正に行われているか。
- (2) 管内の労働災害の発生状況に応じた労働災害防止対策の実施状況
  - ア 第 12 次労働災害防止計画の目標達成に向け、監督担当部署と安全衛生担当部署が連携し、効果的な取組が行われているか。
  - イ 産業安全及び労働衛生に係る監督指導、個別指導等は、通達等に基づき適正に行われているか。
- (3) 一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画の推進状況
  - ア 一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画は着実に実施されているか。
  - イ 当該各計画は、前年度の実施状況が的確に把握・分析・評価され、必要な見直し等が行われているか。
- (4) 最低賃金制度の運営状況
  - ア 監督対象事業場は、基礎調査の結果、相談情報、監督指導結果の分析等から的確に選定されているか。
  - イ 最低賃金の減額の特例許可制度は、適正に運用されているか。
- (5) 特定分野における労働条件の確保・改善対策の実施状況
  - ア 技能実習生等外国人労働者、自動車運転者、障害者である労働者、有期契約労働者、介護労働者、派遣労働者に係る監督指導等は、通達等に基づき適正に行われているか。
  - イ 相互通報、合同監督・調査等関係行政機関との連携は適切に行われているか。
- (6) 東日本大震災に関連する安全衛生及び一般労働条件対策の状況（関係局）
- (7) 労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間の監督指導計画・安全衛生業務計画（以下「年間計画」という。）の策定状況等
  - ア 労働行政運営方針及び年間計画は、管内の行政課題やこれまでの行政実績等が的確に把握・分析・評価された上で、重点指向に徹したものとなっているか。
  - イ 年間計画において、重点対象における問題点を効果的かつ効率的に解消するために適切な行政手法が選択されているか。また、庁外活動業務量は最大限確保されているか。
  - ウ 局は、年間計画の策定に当たって必要な指導・調整を行っているか。
  - エ 局は、年間計画の進捗状況を的確に把握し、当該計画を着実に推進するために必要な指導・調整を行っているか。
- (8) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
  - ア 監督指導及び個別指導は、法令・通達等に基づき適正、公正かつ斉一的なものとなっているか。
  - イ 署管理者は、申告、未払賃金立替払、災害調査等各業務の処理状況を適切に管理し、早期完結に向けた指導を行っているか。
  - ウ 各種指導文書、届出文書等について適切に管理されているか。
- (9) 申告処理状況
  - 申告受理時の対応は適切か。また、申告処理において監督権限が厳正に行使さ

れているか。

(10) 司法処理状況

ア 重大又は悪質事案について厳正かつ積極的に司法処分が行われているか。



イ 迅速処理に向けた方策が適切にとられているか。

ウ 検察庁との意思疎通は、積極的に図られているか。

(11) 地方労働基準監察監督官制度の運営状況

地方労働基準監察制度は、平成 26 年 2 月 17 日付け基発 0217 第 1 号通達等に基づき、厳正かつ効果的に運営されているか。

(12) 労働基準監督官の資質・能力の向上に係る取組状況

ア 新任労働基準監督官の現地研修・現地訓練は適切に行われているか。また、現地訓練の修了前後等に、技能の習得状況に応じて追加訓練を実施しているか。

イ 若手の労働基準監督官の能力向上を図るための取組は十分に行われているか。

(13) 労働基準行政の施策についての情報発信の状況

(14) 各種相談員の活用状況及び委託事業の実施状況

(15) 業務の重点化、事務簡素・合理化等への取組状況

3 監察の対象署

熊本署

なお、実施時期及び担当監察官については、後日通知する。

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。